

株式交換に関する事前開示書面

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める書面)

2022 年 5 月 23 日

株式会社カネカ

2022年5月23日

大阪市北区中之島二丁目3番18号  
株式会社カネカ  
代表取締役社長 田中 稔

### 株式交換に関する事前開示事項

当社は、2022年5月12日付でセメダイン株式会社（以下「セメダイン」といいます。）との間で株式交換契約を締結し、2022年8月1日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、セメダインを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことといたしました。

本株式交換に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める事前開示事項は、下記のとおりです。なお、本株式交換は、当社においては会社法第796条第2項本文に定める簡易株式交換に該当します。

### 記

#### 1. 株式交換契約の内容（会社法第794条第1項）

別紙1をご参照ください。

#### 2. 会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第1号）

別紙2をご参照ください。

#### 3. 会社法第768条第1項第4号及び第5号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第2号）

該当事項はありません。

#### 4. 株式交換完全子会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第193条第3号）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙3をご参照ください。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

- ① セメダインは、2022年5月12日開催の取締役会において、連結親会社である当社との間で、当社を株式交換完全親会社とし、セメダインを株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことに関し、決議のうえ、株式交換契約を締結いたしました。本株式交換は、2022年6月15日に開催予定のセメダインの定時株主総会の決議による承認を得たうえで、2022年8月1日を効力発生日として行う予定です。株式交換契約の内容は、上記「1. 株式交換契約の内容（会社法第794条第1項）」に記載のとおりです。
- ② セメダインは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時（別紙2の「1.（注2）本株式交換により交付する当社の株式数」において定義されます。）においてセメダインが有する全ての自己株式（本株式交換に関する会社法第785条に基づくセメダインの株主の株式買取請求に応じてセメダインが取得する株式を含みます。）を、基準時において消却する予定です。
- ③ セメダインは、2022年3月期に係る配当として、2022年3月31日を基準日とする1株当たり10円の剰余金の配当を行うことを予定しております。

5. 株式交換完全親会社において、最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第193条第4号）

当社は、2022年5月12日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、セメダインを株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結いたしました。当該株式交換契約の内容は、上記「1. 株式交換契約の内容（会社法第794条第1項）」に記載のとおりです。

6. 本株式交換が効力を生じる日以後における株式交換完全親会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第193条第5号）

本株式交換に際して、会社法第799条第1項の規定により異議を述べることのできる債権者はおりませんので、該当事項はありません。

以上

別紙1 株式交換契約の内容  
次頁以降をご覧ください。

## 株式交換契約書

株式会社カネカ（以下、「甲」という。）及びセメダイン株式会社（以下、「乙」という。）は、2022年5月12日（以下、「本契約締結日」という。）付で、以下のとおり株式交換契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

### 第1条（株式交換）

甲及び乙は、本契約の定めに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社として株式交換（以下、「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式（但し、甲が保有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

### 第2条（株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

（1）甲（株式交換完全親会社）

商号：株式会社カネカ

住所：大阪市北区中之島二丁目3番18号

（2）乙（株式交換完全子会社）

商号：セメダイン株式会社

住所：東京都品川区大崎一丁目11番2号ゲートシティ大崎イーストタワー

### 第3条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下、「基準時」という。）における乙の株主（第10条に基づく乙の自己株式の消却後の株主をいうものとし、甲を除く。以下本条において同じ。）に対して、乙の普通株式に代わり、その有する乙の普通株式の数の合計に0.282を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、基準時における乙の株主に対して、その有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.282株の割合（以下、「本株式交換比率」という。）をもって、甲の普通株式を割り当てる。
3. 前二項の規定に従い甲が乙の株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、甲は会社法第234条その他の関連法令の規定に従い処理する。

### 第4条（甲の資本金及び準備金の額）

本株式交換により増加すべき甲の資本金及び準備金の額は以下のとおりとする。

- (1) 資本金の額 0円
- (2) 資本準備金の額 会社計算規則第39条に従い甲が別途定める額
- (3) 利益準備金の額 0円

#### 第5条（本効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下、「本効力発生日」という。）は、2022年8月1日とする。但し、本株式交換の手の続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議し合意の上、これを変更することができる。

#### 第6条（株主総会の承認）

1. 甲は、会社法第796条第2項本文の規定により、本契約につき株主総会の承認を受けないうで本株式交換を行う。但し、同条第3項の規定により、本契約につき株主総会の承認が必要となった場合、甲は、本効力発生日の前日までに、本契約につき株主総会の承認を求める。
2. 乙は、2022年6月15日に開催予定の株主総会（以下、「乙株主総会」という。）において、本契約の承認及び本株式交換に必要なその他の事項に関する決議を求める。
3. 本株式交換の手の続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議し合意の上、乙株主総会の開催日を変更することができる。

#### 第7条（事業の運営等）

1. 甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間、それぞれ善良な管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行い、かつ、それぞれの子会社をして善良な管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行わせるものとする。
2. 甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間、本契約において別途定める場合を除き、本株式交換の実行又は本株式交換比率に重大な影響を及ぼす可能性のある行為を行い又はそれぞれの子会社をして行わせる場合は、事前に相手方当事者と協議し、書面合意の上、これを行うものとする。

#### 第8条（剰余金の配当）

1. 甲は、2022年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり60円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
2. 乙は、2022年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり10円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
3. 甲及び乙は、前各項に定めるものを除き、本契約締結日以降、本効力発生日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならず、また本効力発生日以前の日を取

得日とする自己株式の取得（適用法令に従い株主の権利行使に応じて自己の株式の取得をしなければならない場合を除く。）の決議を行ってはならない。

#### 第9条（新株予約権の処理）

乙は、乙株主総会において本契約の承認が得られた場合（甲において、会社法第796条第3項の規定により本契約に関して株主総会の承認が必要となった場合には、甲の株主総会においても本契約の承認を得られた場合）、本効力発生日の前日までに、乙が発行し未だ権利行使されていない新株予約権について、無償で取得の上消却し、その全てを消滅させるものとし、そのために必要な全ての行為を行う。

#### 第10条（自己株式の消却）

乙は、本効力発生日の前日までに開催される乙の取締役会の決議により、基準時において乙が保有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。）の全部につき基準時をもって消却するものとする。

#### 第11条（本株式交換の条件変更等）

本契約締結日以降本効力発生日に至るまでの間において、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換比率の適正性に影響を与える重大な事由若しくは本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、協議し合意の上、本株式交換の条件その他の本契約の内容を変更し、若しくは本株式交換を中止し、又は本契約を解除することができる。

#### 第12条（本契約の効力）

本契約は、(i)本効力発生日の前日までに乙株主総会において本契約の承認が得られない場合、(ii)甲において、会社法第796条第3項の規定により本契約に関して株主総会の承認が必要となったにもかかわらず、本効力発生日の前日までに甲の株主総会において本契約の承認が得られない場合、(iii)国内外の法令に基づき本株式交換を実行するために本効力発生日に先立って必要な関係官庁等の承認等が得られなかった場合、及び(iv)前条に基づき本株式交換が中止又は本契約が解除された場合には、その効力を失う。

#### 第13条（合意管轄裁判所）

本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。



第14条（協議）

本契約に記載のない事項、又は本契約の内容に疑義が生じた場合は、甲及び乙は誠実に協議し、その解決を図るものとする。

（以下余白）

上記合意の成立を証するため、本書2通を作成し、各当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

2022年5月12日

甲 大阪市北区中之島二丁目3番18号

株式会社カネカ

代表取締役社長 田中 稔



乙 東京都品川区大崎一丁目11番2号

ゲートシティ大崎イーストタワー

セメダイン株式会社

代表取締役社長 天知 秀介





別紙2 会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

当社は、本株式交換に際して、会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関して、次のように判断しております。

1. 本株式交換に係る割当ての内容

|                 | 当社<br>(株式交換完全親会社)      | セメダイン<br>(株式交換完全子会社) |
|-----------------|------------------------|----------------------|
| 本株式交換に係る割当比率    | 1                      | 0.282                |
| 本株式交換により交付する株式数 | 当社の普通株式：1,950,265株（予定） |                      |

(注1) 株式の割当比率

セメダインの普通株式（以下「セメダイン株式」といいます。）1株に対して、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）0.282株を割当交付いたします。ただし、当社が保有するセメダイン株式8,218,700株（2022年5月12日現在）については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、上記の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社間で協議及び合意の上、変更することがあります。

(注2) 本株式交換により交付する当社の株式数

当社は、本株式交換に際して、本株式交換により当社がセメダインの発行済株式（ただし、当社が保有するセメダイン株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）におけるセメダインの株主の皆様（ただし、当社を除きます。）に対して、その所有するセメダイン株式の株式数の合計に本株式交換比率を乗じた数の当社株式を割当交付する予定です。なお当社はかかる交付にあたり、その保有する自己株式を充当する予定であり、本株式交換における割当てに際して新たに株式を発行する予定はありません。なお、セメダインは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時において保有する自己株式（本株式交換に関する会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求に応じて取得する株式を含みます。）の全部を、基準時まで消却する予定です。本株式交換によって交付する株式数は、セメダインの自己株式の取得、消却等の理由により、今後修正される可能性があります。また、上記の本株式交換により交付する株式数は、セメダインが発行する新株予約権が本株式交換の効力発生日の前日までに全て行使されることを前提とするものであり、これらの新株予約権の一部又は全部が行使されなかった場合には、本株式交換により交付する株式数は減少することになり

ます。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式(100株未満)を保有することとなるセメダインの株主の皆様については、本株式交換の効力発生日以降、当社株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場において当社の単元未満株式を売却することはできません。

① 単元未満株式の買増制度(1単元(100株)への買増し)

会社法第194条第1項及び当社の定款第7条の定め等に基づき、単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元(100株)となる数の当社株式を売り渡すことを請求し、これを当社から買い増すことができる制度です。

② 単元未満株式の買取制度(1単元(100株)未満株式の売却)

会社法第192条第1項の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式を買い取ることを当社に対して請求することができる制度です。

(注4) 1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、当社株式1株に満たない端数の割当交付を受けることとなるセメダインの株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の規定に基づき、その端数の合計数(合計数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。)に相当する数の当社株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様へに交付いたします。

2. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

当社及びセメダインは、2021年12月下旬に当社からセメダインに対して本株式交換による完全子会社化の提案が行われ、両者の間で真摯に協議・交渉を重ねた結果、当社がセメダインを完全子会社化することが、両者の企業価値向上にとって最善の判断であると考えに至りました。

当社及びセメダインは、本株式交換比率の算定に当たって公正性・妥当性を確保するため、それぞれ個別に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、当社は野村証券株式会社(以下「野村証券」といいます。)を、セメダインはSMBC日興証券株式会社(以下「SMBC日興証券」といいます。)を、それぞれのファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関に選定いたしました。当社においては、下記「(4)公正性を担保するための措置(利益相反を回避するための措置を含む)」に記載のとおり、当社の第三者算定機関である野村証券から2022年5月11日付で受領した株式交換比率に関する算定書、リーガル・アドバイザーである大江橋法律事務所からの助言、当社が

セメダインに対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、当社の株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断しました。

他方、セメダインにおいては、下記「(4) 公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む）」に記載のとおり、セメダインのファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるSMB C日興証券から2022年5月11日付で受領した株式交換比率算定書、リーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業（以下「アンダーソン・毛利・友常法律事務所」といいます。）からの助言、セメダインが当社に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、2022年2月25日に設置された支配株主である当社との間で利害関係を有しない独立した委員から構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）の内容及び本特別委員会を通じて提出を受けた、本特別委員会が独自に選任したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である山田コンサルティンググループ株式会社（以下「山田コンサル」といいます。）から2022年5月11日付で受領した株式交換比率算定書等を考慮し、本株式交換比率により本株式交換を行うことについて慎重に協議・検討いたしました。そして、当社との間で複数回にわたり行った本株式交換比率を含む本株式交換の条件に係る交渉・協議の内容、及び、本特別委員会から2022年5月12日付で受領した答申書等を踏まえ、本株式交換比率は妥当であり、セメダインの少数株主の皆様の利益に資するものであるとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

以上のとおり、当社及びセメダインは、両社がそれぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果（セメダインについては、本特別委員会から提出を受けた株式交換比率の算定結果を含みます。）を参考に、それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、両社の財務状況・資産状況・将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、本株式交換比率を含む本株式交換の条件について複数回にわたり慎重に協議・交渉を重ねてまいりました。その結果、当社及びセメダインは、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上変更することがあります。

## (2) 算定に関する事項

### ① 算定機関の名称及び両社との関係

当社の第三者算定機関である野村証券及びセメダインの第三者算定機関であるSMB C日興証券及び本特別委員会の第三者算定機関である山田コンサルはいずれも、当社及びセメダインの関連当事者には該当せず、独立した算定機関であり、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

株式会社三井住友フィナンシャルグループの一員であるSMB C日興証券及び株式会社三井住友銀行（以下「三井住友銀行」といいます。）は、それぞれ当社の発行済株式の0.10%（2022年3月末時点）及び4.74%（2022年3月末時点）を保有する株主・大株主たる地位を有しており、また、三井住友銀行は当社及びセメダインに対して通常の銀行取引の一環としての融資等の取引がありますが、本株式交換に関して当社及びセメダインとの利益相反に係る重要な利害関係を有していません。SMB C日興証券によれば、SMB C日興証券の社内においては、ファイナンシャル・アドバイザー業務並びに当社及びセメダイン株式の価値算定業務を担当する部署と同社のその他部署との間において情報隔壁措置等の適切な弊害防止措置を講じている他、SMB C日興証券と三井住友銀行との間において情報隔壁措置等の適切な利益相反管理体制が構築されていること、本株式交換に係るSMB C日興証券に対する報酬には、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれておりますが、セメダインとSMB C日興証券の間において、同種の取引における一般的な実務慣行及び本株式交換が不成立となった場合にセメダインに相応の金銭的負担が生じる報酬体系の是非等も勘案の上、本株式交換の完了を条件に支払われる成功報酬が含まれていることをもって、独立性が否定されるものではないこと、また、SMB C日興証券は過去の同種事案の第三者算定機関としての実績を有していること等を踏まえ、セメダインがSMB C日興証券に対して、当社及びセメダインの株式価値の算定を依頼することに関し公正性の観点から問題はないと考えられることから、SMB C日興証券を当社及びセメダインから独立した第三者算定機関として選定いたしました。

本株式交換に係る山田コンサルの報酬は、本株式交換の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。

## ② 算定の概要

野村證券は、当社株式が株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場プライム市場及び株式会社名古屋証券取引所（以下「名古屋証券取引所」といいます。）プレミアム市場に上場、セメダイン株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場し、市場株価が存在することから、市場株価平均法を、当社及びセメダインいずれについても比較可能な上場類似会社が存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であることから、類似会社比較法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を採用して算定を行いました。

各評価方法による当社株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の株式交換比率の算定結果は以下のとおりです。

| 採用手法    | 株式交換比率の算定結果 |
|---------|-------------|
| 市場株価平均法 | 0.229～0.251 |
| 類似会社比較法 | 0.182～0.374 |
| DCF法    | 0.198～0.431 |

なお、市場株価平均法においては、2022年5月11日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値、算定基準日までの直近5営業日、1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の各期間の終値単純平均値を採用しております。

野村證券は、上記株式交換比率の算定に際して、公開情報及び野村證券に提供された一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておりません。両社及びその関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。両社の各々の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、両社の経営陣により現時点で得られる最善かつ誠実な予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。野村證券の算定は、2022年5月11日までに野村證券が入手した情報及び経済条件を反映したものです。なお、野村證券の算定は、当社の取締役会が本株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。

なお、野村證券がDCF法による算定の前提とした当社の将来見通しについては、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2022年3月期において、世界経済の回復を背景にした海外売上高の拡大に加え、Medicalの血液浄化・カテーテル新製品、Pharmaの低分子・バイオ医薬品、米州向けSupplementなど重点領域の販売が順調に伸びたことにより、対前年度対比で大幅な増益となることを見込んでおります。また、セメダインの将来見通しについても、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2022年3月期において、新型コロナウイルス感染症拡大による前期の大幅な市場減速からの回復過程における車載用途及び電機・電子部品向け需要の取り込みを見込んでいることから、対前年度対比で大幅な増益となることを見込んでおります。本株式交換の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において収益に与える影響を具体的に見積もることが困難であるため、DCF法による算定の前提とした財務予測には反映しておりません。

他方、SMBC日興証券は、当社については、同社が東京証券取引所プライム市場及び名古屋証券取引所プレミア市場に上場しており市場株価が存在していることから市場株価法を、また比較可能な類似上場会社が複数存在し、類似上場会社との比較による株式価値の類推が可能であることから類似上場会社比較法を、加えて、将来の事業活動の状況を評価に反映するためにDCF法を用いて算定を行いました。



市場株価法においては、2022年5月11日を算定基準日として、東京証券取引所プライム市場における1ヶ月間（2022年4月12日から2022年5月11日まで）、3ヶ月間（2022年2月14日から2022年5月11日まで）及び6ヶ月間（2021年11月12日から2022年5月11日まで）の各期間の終値の単純平均値を採用しております。

類似上場会社比較法については、当社と類似性があると判断される類似上場会社として、東レ株式会社、三菱瓦斯化学株式会社、株式会社ダイセル、D I C株式会社、住友ベークライト株式会社、株式会社クレハ、三洋化成工業株式会社を選定した上で、事業価値に対するEBITDAの倍率を用いて算定を行いました。

D C F法では、当社が作成した2022年3月期から2025年3月期までの財務予測に基づく2022年1月以降に当社が創出すると見込まれるフリーキャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって事業価値や株式価値を評価しております。D C F法における継続価値の算定については永久成長法及びマルチプル法により算出しております。具体的には割引率は5.76%~7.04%を使用しております。なお、割引率には加重平均資本コスト（Weighted Average Cost of Capital, W A C C）を使用しております。また、永久成長率は-0.25%~0.25%を使用しております。

セメダインについては、同社が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており市場株価が存在していることから市場株価法を、また比較可能な類似上場会社が複数存在し、類似上場会社との比較による株式価値の類推が可能であることから類似上場会社比較法を、加えて、将来の事業活動の状況を評価に反映するためにD C F法を用いて算定を行いました。

市場株価法においては、2022年5月11日を算定基準日として、東京証券取引所スタンダード市場における1ヶ月間（2022年4月12日から2022年5月11日まで）、3ヶ月間（2022年2月14日から2022年5月11日まで）及び6ヶ月間（2021年11月12日から2022年5月11日まで）の各期間の終値の単純平均値を採用しております。

類似上場会社比較法については、セメダインと類似性があると判断される類似上場会社として、リンテック株式会社、コニシ株式会社、ニチバン株式会社、綜研化学株式会社を選定した上で、事業価値に対するEBITDAの倍率を用いて算定を行いました。

D C F法では、セメダインが作成した2023年3月期から2025年3月期までの財務予測に基づく2022年4月以降にセメダインが創出すると見込まれるフリーキャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって事業価値や株式価値を評価しております。D C F法における継続価値の算定については永久成長法及びマルチプル法により算出しております。具体的には割引率は5.88%~7.18%を使用しております。なお、割引率には加重平均資本コスト（Weighted Average Cost of Capital, W A C C）を使用しております。また、永久成長率は-0.25%~0.25%を使用しております。

なお、本株式交換の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において収益に与える影響を具体的に見積もることが困難であるため、D C F法による算定の前提とした財務予測には反映しておりません。また、S M B C日興証券がD C F法の

採用に当たり前提とした当社の事業計画については、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2022年3月期において、世界経済の回復を背景にした海外売上高の拡大に加え、Medicalの血液浄化・カテーテル新製品、Pharmaの低分子・バイオ医薬品、米州向けSupplementなど重点領域の販売が順調に伸びたことにより、対前年度対比で大幅な増益となることを見込んでおります。セメダインの事業計画については、2023年3月期から2025年3月期としており各期において大幅な増減益は見込んでおりません。

なお、各評価方法によるセメダインの普通株式1株に対する当社の普通株式の割当株数の算定レンジは、以下のとおりとなります。

| 採用手法      | 株式交換比率の算定結果 |
|-----------|-------------|
| 市場株価法     | 0.229～0.242 |
| 類似上場会社比較法 | 0.161～0.251 |
| DCF法      | 0.167～0.424 |

(注) SMBC日興証券は、株式交換比率に関する算定書の作成にあたり、その基礎とされている資料及び情報は全て正確かつ完全なものであることを前提とし、その正確性及び完全性に関して独自の検証は行っておらず、その義務及び責任を負うものではなく、提供された情報が不正確又は誤解を招くようなものであるとする事実又は状況等につき当社及びセメダインにおいて一切認識されていないことを前提としております。また、当社及びセメダイン並びにその関係会社の資産又は負債に関して、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関に対する評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。これらの資料及び情報の正確性及び完全性に問題が認められた場合には、算定結果は大きく異なる可能性があります。さらに、当社及びセメダイン並びにその関係会社に関する未開示の訴訟、紛争、環境、税務等に関する債権債務その他の偶発債務・簿外債務並びに株式交換比率に関する算定書に重大な影響を与えるその他の事実については存在しないことを前提としております。SMBC日興証券が、株式交換比率に関する算定書で使用している当社及びセメダインの事業計画等は算定基準日における最善の予測及び判断に基づき、当社及びセメダインにより合理的かつ適正な手続に従って作成されたことを前提としております。また、株式交換比率に関する算定書において、SMBC日興証券が提供された資料及び情報に基づき提供された仮定をおいて分析を行っている場合には、提供された資料、情報及び仮定が正確かつ合理的であることを前提としております。SMBC日興証券は、これらの前提に関し、正確性、妥当性及び実現性について独自の検証は行っておらず、その義務及び責任を負うものではありません。

なお、SMBC日興証券の算定結果は、SMBC日興証券がセメダインの依頼により、セメダインの取締役会が株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としてセメダインに提出したものであり、当該算定結果は、SMBC日興証券が本株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。

山田コンサルは、当社については、同社が東京証券取引所プライム市場及び名古屋証券取引所プレミア市場に上場しており市場株価が存在していることから市場株価法を、また比較可能な上場会社が複数存在し、類似会社との比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、加えて、将来の事業活動の状況を評価に反映するためにDCF法を用いて算定を行いました。

市場株価法においては、2022年5月11日を算定基準日として、東京証券取引所プライム市場における算定基準日の終値、算定基準日までの1ヶ月間（2022年4月12日から2022年5月11日まで）、3ヶ月間（2022年2月14日から2022年5月11日まで）及び6ヶ月間（2021年11月12日から2022年5月11日まで）における終値単純平均値を採用しております。

類似会社比較法については、当社と比較的類似する事業を営む類似上場会社として、デンカ株式会社、株式会社ダイセル、住友ベークライト株式会社、株式会社クレハ、三洋化成工業株式会社及び株式会社日本触媒を選定した上で、事業価値に対するEBITDAの倍率（EV/EBITDA倍率）を用いて算定を行いました。

DCF法では、当社が作成した2022年3月期から2025年3月期までの財務予測に基づき2022年1月以降に当社が創出すると見込まれるフリーキャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって事業価値や株式価値を評価しております。DCF法における継続価値の算定については永久成長率法及びマルチプル法により算出しております。具体的には割引率は6.15%~7.15%を使用しております。なお、割引率には加重平均資本コスト（Weighted Average Cost of Capital, WACC）を使用しております。また、永久成長率は-0.25%~0.25%を使用しております。

セメダインについては、同社が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており市場株価が存在していることから市場株価法を、また比較可能な上場会社が複数存在し、類似会社との比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、加えて、将来の事業活動の状況を評価に反映するためにDCF法を用いて算定を行いました。

市場株価法においては、2022年5月11日を算定基準日として、東京証券取引所スタンダード市場における算定基準日の終値、算定基準日までの1ヶ月間（2022年4月12日から2022年5月11日まで）、3ヶ月間（2022年2月14日から2022年5月11日まで）及び6ヶ月間（2021年11月12日から2022年5月11日まで）における終値単純平均値を採用しております。

類似会社比較法については、セメダインと比較的類似する事業を営む類似上場会社として、ニチバン株式会社、コニシ株式会社及び綜研化学株式会社を選定した上で、事業価値に対するEBITDAの倍率（EV/EBITDA倍率）を用いて算定を行いました。

DCF法では、セメダインが作成した2023年3月期から2025年3月期までの財務予測に基づき2022年4月以降にセメダインが創出すると見込まれるフリーキャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって事業価値や株式価値を評価して

おります。DCF法における継続価値の算定については永久成長率法及びマルチプル法により算出しております。具体的には割引率は5.46%～6.46%を使用しております。なお、割引率には加重平均資本コスト（Weighted Average Cost of Capital, WACC）を使用しております。また、永久成長率は-0.25%～0.25%を使用しております。

なお、本株式交換の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において収益に与える影響を具体的に見積もることが困難であるため、DCF法による算定の前提とした財務予測には反映しておりません。また、山田コンサルがDCF法の採用に当たり前提とした当社の事業計画については、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2022年3月期において、世界経済の回復を背景にした海外売上高の拡大に加え、Medicalの血液浄化・カテーテル新製品、Pharmaの低分子・バイオ医薬品、米州向けSupplementなど重点領域の販売が順調に伸びたことにより、対前年度対比で大幅な増益となることを見込んでおります。セメダインの事業計画については、2023年3月期から2025年3月期としており各期において大幅な増減益は見込んでおりません。

なお、各評価方法によるセメダインの普通株式1株に対する当社の普通株式の割当株数の算定レンジは、以下のとおりとなります。

| 採用手法    | 株式交換比率の算定結果 |
|---------|-------------|
| 市場株価法   | 0.226～0.251 |
| 類似会社比較法 | 0.176～0.270 |
| DCF法    | 0.184～0.452 |

(注) 山田コンサルは、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則として採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、両社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）については、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、両社から提出された財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）に関する情報については、各社の経営陣により、当該提出時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。ただし、山田コンサルは、算定の基礎とした事業計画について、両社に質疑応答を行い、その作成経緯及び両社の現状を把握した上で、それらに不合理な点がないかという観点から、当該事業計画の合理性を確認しております。山田コンサルの算定は、2022年5月11日までに同社が入手した情報及び経済条件を反映したものとなります。

### (3) 上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換により、その効力発生日（2022年8月1日を予定）をもって、セメダインは

当社の完全子会社となり、セメダイン株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従って、2022年7月28日付で上場廃止（最終売買日は2022年7月27日）となる予定です。なお、現在の本株式交換の効力発生日が変更された場合には、上場廃止日も変更される予定です。

上場廃止後は、セメダイン株式を東京証券取引所において取引することができなくなりますが、本株式交換によりセメダイン株主の皆様へ割り当てられる当社株式は東京証券取引所に上場されており、本株式交換の効力発生日以後も東京証券取引所での取引が可能であることから、基準時においてセメダイン株式を355株以上保有し、本株式交換により当社株式の単元株式数である100株以上の当社株式の割当てを受けるセメダインの株主の皆様に対しては、株式の保有数に応じて一部単元未満株式の割当てを受ける可能性はあるものの、1単元以上の株式について引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。

他方、基準時において355株未満のセメダイン株式を保有するセメダイン株主の皆様には、当社株式の単元株式数である100株に満たない当社株式が割り当てられます。そのような単元未満株式については、その株式数に応じて本株式交換の効力発生日以降の日を基準日とする当社の配当金を受領する権利を有することになりますが、金融商品取引所市場において売却することはできません。単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、当社に対し、その保有する単元未満株式を買取することを請求することが可能です。かかる取扱いの詳細については、上記「1. 本株式交換に係る割当ての内容」の「(注3) 単元未満株式の取扱い」をご参照ください。また、本株式交換に伴い1株に満たない端数が生じた場合における端数の取扱いの詳細については、上記「1. 本株式交換に係る割当ての内容」の「(注4) 1株に満たない端数の処理」をご参照ください。

なお、セメダイン株主の皆様は、最終売買日である2022年7月27日（予定）までは、東京証券取引所において、その保有するセメダイン株式を従来どおり取引することができます。また、会社法その他関係法令に定める適法な権利を行使することができます。

#### (4) 公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む）

本株式交換は、当社が、既にセメダイン株式8,218,700株（2022年3月31日現在の発行済株式総数15,167,000株に占める議決権の所有割合にして54.76%）を保有しており、セメダインは当社の連結子会社に該当することから、本株式交換の公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含みます。）を実施しております。

##### ① 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

当社は、当社及びセメダインから独立した第三者算定機関である野村證券を2022年2月上旬に選定し、2022年5月11日付で、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は、上記「(2) 算定に関する事項」をご参照ください。

他方、セメダインは、当社及びセメダイン並びに本株式交換から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるSMB C日興証券を2022年2月下旬に選定し、2022年5月11日付で、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は、上記「(2) 算定に関する事項」をご参照ください。なお、セメダインはSMB C日興証券から本株式交換比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）は取得していません。

さらに、本特別委員会は、当社及びセメダイン並びに本株式交換から独立した独自のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として、独立性及び専門性・実績等を検討の上選定した山田コンサルより、2022年5月11日付で、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は、上記「(2) 算定に関する事項」をご参照ください。なお、本特別委員会は、山田コンサルから本株式交換比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

## ② 独立した法律事務所からの助言

本株式交換のリーガル・アドバイザーとして当社は大江橋法律事務所を、セメダインはアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、それぞれ本株式交換の諸手続及び意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を得ております。なお、大江橋法律事務所及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所は、いずれも当社及びセメダイン並びに本株式交換から独立しており、当社及びセメダインとの間に重要な利害関係を有しません。

## ③ セメダインにおける利害関係を有しない特別委員会からの答申書の取得

セメダインは、2022年2月25日開催のセメダインの取締役会において、本株式交換がセメダインの支配株主である当社との間によってなされるものであることから、上場会社であるセメダインにおける本株式交換に係る意思決定の恣意性を排除し、セメダインの意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確立すること等を目的に、東京証券取引所への届出に基づき独立役員として指定されており、当社及びセメダインから独立性を有し、セメダインの事業内容や経営課題等について相当程度の知見を有し、また、本株式交換の検討を行う専門性・適格性を有すると判断される、セメダインの社外取締役である及川隆夫氏及び小町千治氏、並びにセメダインの社外監査役である細野幸男氏、渡辺政宏氏及び水川聡氏の5名により構成される本特別委員会を設置することを決定した上で、これを設置しており（なお、本特別委員会の委員の報酬は、その職務の対価として、答申内容にかかわらず、固定額の報酬を支払うものとされており、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。）、本株式交換を検討するに当たって、本特別委員会に対し、(i) 本株式交換の目的は正当・合理的と認められるか（本株式交換がセメダインの企業価値向上に資するかを含む。）、(ii) 本株式交換の条件（株式交換比率を含む。）の妥当性が確保されているか、(iii) 本株式交換において、公正な手続を通じたセメダイン

の株主の利益への十分な配慮がなされているか、及び (iv) 上記 (i) から (iii) のほか、セメダインによる本株式交換を行うことについての決定が少数株主にとって不利益なものでないと考えられるか (以下 (i) から (iv) を総称して「本諮問事項」といいます。) について諮問いたしました。

また、セメダインの取締役会は、(イ) セメダインの取締役会における本株式交換に関する意思決定については本特別委員会の判断内容を最大限尊重して行うこと、(ロ) 本特別委員会が本株式交換比率その他の本株式交換の条件が妥当でないと判断した場合には、セメダインの取締役会は本株式交換契約を締結しないものとする、(ハ) セメダインは当社と本株式交換の条件 (株式交換比率を含む。) について交渉するにあたり、本特別委員会に事前に方針を確認し、適時にその状況を報告し、重要な局面でその意見、指示及び要請を受けることにより、本特別委員会が取引条件に関する交渉過程に実質的に影響を与え得る状況を確保すること、(ニ) 本特別委員会は、本株式交換に係るセメダインのアドバイザーを利用することができるほか、必要と認めるときは独自のアドバイザーを選任できること (その場合の合理的な費用は、セメダインが負担するものとされており)、及び (ホ) 本特別委員会に対し、本株式交換の条件について必要に応じて当社と交渉を行う権限を付与することを併せて決議しております。なお、本特別委員会は、上記 (ニ) の権限に基づき、2022年3月25日、独自のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として山田コンサルを選任しております。

本特別委員会は、2022年3月4日から2022年5月11日までに、会合を合計11回、合計約18時間にわたって開催したほか、会合外においても電子メール等を通じて、意見交換や情報交換、情報収集等を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、本諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。具体的には、まず第1回の特別委員会において、セメダインが選任したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるSMBC日興証券並びにリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所につき、いずれもその専門性及び独立性に問題がないことを確認した上で、その選任を承認しました。さらに、本特別委員会は、セメダインが社内に構築した本株式交換の検討体制 (本株式交換に係る検討、交渉及び判断に関与するセメダインの役職員の範囲及びその職務を含みます。) に独立性の観点から問題がないことを確認の上、承認しております。なお、第1回の特別委員会においては、各委員の当社及び本株式交換からの独立性についても相互に確認しております。その上で、本特別委員会は、(a) 当社から本株式交換の提案内容及び本株式交換の目的並びに本株式交換によって見込まれるシナジー等についての説明を受け、これらの事項についての質疑応答を実施したこと、(b) セメダインから、同社の事業内容、本株式交換の提案を受けた経緯、本株式交換の目的、当社の提案内容についてのセメダインの考え及び本株式交換がセメダインの企業価値に与える影響、セメダインの事業計画の作成経緯及びその内容等についての説明を受け、これらの事項についての質疑応答を実施したこと、(c) SMBC日興証券から株式価値の算定方法及び算定結果についての説明を

受け、これらの事項についての質疑応答を実施したこと、(d) 山田コンサルから株式価値の算定方法及び算定結果についての説明を受け、これらの事項についての質疑応答を実施したこと、(e) アンダーソン・毛利・友常法律事務所から、本株式交換の手續面における公正性を担保するための措置並びに本株式交換に係るセメダインの取締役会の意思決定の方法及び過程その他の利益相反を回避するための措置の内容について助言を受けこれらの事項についての質疑応答を実施したこと、(f) セメダインの法務アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から、当社に対して実施した法務デュー・ディリジェンスの結果等について説明を受けるとともに、当社に対して実施した財務デュー・ディリジェンスを担当した財務アドバイザーである EY ストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社及び税務デュー・ディリジェンスを担当した税務アドバイザーである EY 税理士法人から、それぞれ財務及び税務デュー・ディリジェンスの結果等について説明を受け、各デュー・ディリジェンスの内容に関して質疑応答を実施したこと、並びに (g) 本株式交換についての関連資料等の確認を行ったことにより、本株式交換に関する情報収集を行い、これらの情報も踏まえて、本諮問事項について慎重に協議及び検討して審議を行っております。また、本特別委員会は、セメダインより、セメダインの事業計画の作成経緯及びその内容等についての説明を受け、事業計画の作成過程に関し、不合理な点が認められないことも併せて確認しました。なお、本特別委員会は、当社とセメダインとの間における本株式交換に係る協議・交渉の経緯及び内容等につき、SMB C 日興証券から適時に報告を受けた上で、当社から本株式交換対価についての最終的な提案を受けるまで、複数回にわたり交渉の方針等について協議を行い、重要な局面においては、交渉の際に提案すべき具体的な株式交換比率を含む交渉方針について意見を述べ、又は指示並びに要請を行う等して、当社との交渉過程に実質的に関与しました。

本特別委員会は、このような経緯のもと、これらの説明、算定結果その他の検討資料を前提として、本諮問事項について慎重に審議及び検討を行い、セメダインによる本株式交換を行うことについての決定が少数株主にとって不利益なものではない旨の答申書を、2022年5月12日付で、セメダインの取締役会に対して提出しております。本特別委員会の意見の内容は、次のとおりです。

A) 答申の内容

- (i) 本株式交換はセメダインの企業価値の向上に資するものと評価でき、その目的は正当であり、かつ合理的であると認められる。
- (ii) 株式交換比率を含む、本株式交換の条件は妥当性が確保されていると考えられる。
- (iii) 本株式交換において、公正な手続を通じたセメダインの株主の利益への十分な配慮がなされていると考えられる。
- (iv) 上記 (i) から (iii) のほか、セメダインによる本株式交換を行うことについての決定が少数株主にとって不利益なものではないと考えられる。



B) 答申の理由

(i) 本株式交換の目的は正当・合理的と認められるか（本株式交換がセメダインの企業価値向上に資するかを含む。）

本特別委員会が、本株式交換に至る背景・経緯、本株式交換の目的等について、セメダイン及び当社に対して行ったヒアリング等の内容をまとめると、大要、以下のとおりである。

- ・セメダインにおいて、当社の連結子会社となったことによる一定の成果を実現してきているところであるが、セメダインと当社は、当社の有しているネットワークや開発力、セメダインが有しているマーケットにおけるブランド力や営業力を融合することで、更なるシナジーを実現していくことを目指しているところ、両社の共同事業運営、経営資源の相互活用に関して、セメダインの少数株主の利益を考慮した慎重な検討を要する等、当社グループ全体として最適な意思決定を迅速かつ柔軟に行うことが十分にできていない点があり、海外事業の更なる拡大や新規事業開発、技術開発をスピーディに実行するための課題となっている。
- ・そこで、セメダイン及び当社は、両社グループの連携を緊密化して経営判断の迅速化を図り、また、両社グループの有する資産、技術、ノウハウ、海外ネットワーク等の経営資源をより一層活用することにより、両社グループの中長期的な視点に立った経営戦略を機動的に実現するために、セメダインが当社の完全子会社となる必要があると考えている。
- ・本株式交換のメリットとしては次のとおりと考えられる。具体的には、①当社グループの資産、技術、人材、ノウハウ、海外拠点のインフラなどの経営資源の積極活用による新規事業拡大、グローバル化の推進等の事業構造改革の加速、②セメダイングループが有する接着剤に関する技術と当社グループが有する原料樹脂に関するポリマー合成技術を組み合わせ、海外、特に欧米市場における工業用を中心とした新規の接着剤、シーリング材及びコーティング剤等の技術開発を推進し相互の事業基盤の更なる強化、③当社グループの電装品や LED 部品用の熱伝導性接着剤とセメダイングループの電子材料用接着剤を両社の製品ラインナップに加え、これらの幅広いラインナップを相互の販路を活用することにより拡販、業容の更なる拡大、④短期的な株式市場からの評価にとらわれることなく機動的かつ迅速な意思決定の実現、親子上場解消に伴う経費削減などにより経営効率を向上させること及び、当社グループが有する資金・人材など事業リソースへのアクセスを強化することでの成長戦略の加速、⑤国内事業（建築事業や自動車事業）において共通する取引先に関する情報共有を密にすることによる新たな取引先の開拓、⑥人材交流の活発化、である。
- ・本株式交換のデメリットに関しては次のとおり考えることができる。具体的には①取引先への悪影響、従業員の士気の低下などが懸念されるが、面談を通じて丁

率に説明していく等の対応を行うことで影響を限定的なものに留めることができると考えられる。また、②資金調達上の選択肢は若干後退するが、セメダインの現在の財務状況及び昨今の間接金融における低金利環境等や、必要に応じて当社からの資金調達も検討できることからすると、影響は限定的であると考えている。③さらに、上場廃止することにより、一般的にはコンプライアンス体制の弱体化が懸念されるが、当社の子会社として、企業集団の内部統制の中でコンプライアンス体制はむしろ強化されることが期待される。

以上の説明内容は、いずれも特段不合理な点はなく、合理的な検討結果と認められるから、本株式交換はセメダインの企業価値の向上に資するものと評価でき、その目的は正当であり、かつ合理的であると認められる。

(ii) 本株式交換の条件（株式交換比率を含む。）の妥当性が確保されているか

(a) 株式交換比率

本株式交換に係る株式交換比率は、SMB C日興証券及び山田コンサルの市場株価法の算定結果の上限値を超えるものであると認められる。この点、本株式交換における、直近終値、並びに、1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値単純平均に対するプレミアムについては、近年の上場親会社による上場子会社の完全子会社化を目的とした他の株式交換事例におけるプレミアムの水準と比較しても遜色のないプレミアムが付されているといえる。

また、本株式交換に係る株式交換比率は、SMB C日興証券及び山田コンサルの類似上場会社比較法の算定結果の上限値も超えるものであると認められる。

加えて、本株式交換に係る株式交換比率は、SMB C日興証券及び山田コンサルのDCF法の算定結果のレンジの範囲内にあると認められる。なお、本株式交換に係る株式交換比率は、SMB C日興証券及び山田コンサルのDCF法の算定結果の中央値を下回るものであるものの、中央値に近い数値となっており、本特別委員会が関与しつつセメダインが当社との間で複数回にわたって慎重に協議・交渉した結果、合意に至ったものであることなどを総合的に勘案すると、本株式交換に係る株式交換比率の妥当性が否定されるものではないと考えられる。

以上からすると、本株式交換に係る株式交換比率には妥当性があると考えられる。

(b) 交渉過程の手続の公正性

下記「(iii) 本株式交換における、公正な手続を通じたセメダインの株主の利益への十分な配慮がなされているか」に記載のとおり、本株式交換に至る交渉過程の手続は公正であると考えられるところ、本株式交換比率は、かかる交渉の結果も踏まえて決定されたものであると認められる。

(c) 本株式交換に係るスキームの妥当性

本株式交換に係るスキームは、セメダインの株主に対して、当社株式を割当交付するものである。セメダインの株主は、当社株式の保有を通じて、本株式交換後に期待されるシナジー効果や、シナジー効果の発現による当社の事業発展・収益拡大、その結果としての当社株式の株価上昇等を享受することができるという点において、セメダインの株主にとってもメリットのある手法であると評価できる。また、当社株式は、東京証券取引所プライム市場に上場しており、流動性が高いと考えられ、本株式交換により取得する当社株式を市場で売却し、現金化することもできる。

また、その他の取引条件においても特殊・特段不合理な点は見受けられない。

(d) 小括

以上を総合的に考慮すると、株式交換比率を含む本株式交換の条件は妥当性が確保されていると考えられる。

(iii) 本株式交換における、公正な手続を通じたセメダインの株主の利益への十分な配慮がなされているか

本株式交換がいわゆる「支配株主による従属会社の買収」として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在することを踏まえ、本株式交換に係る手続の公正性の担保、本株式交換の実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、セメダインが実施した対応は大要以下のとおりである。

- ・セメダインは、2021年12月下旬に当社から本株式交換に係る提案を受け、公正性担保のため、本株式交換の検討に必要となる独立した検討体制を検討・構築した上、2022年2月中旬以降、本株式交換に係る具体的検討を開始することとした後に、同年2月25日開催の取締役会において本特別委員会の設置を決議しており、実務上合理的な範囲で速やかに設置したものと考えられる。この点、本特別委員会の各委員は、社外取締役兼独立役員2名及び社外監査役兼独立役員3名により構成され、また、その報酬は、本株式交換の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本株式交換の成立等を条件とする成功報酬は含まれていないため、当社及び本株式交換の成否からの独立性はいずれも認められるものと考えられる。
- ・セメダインは、独立した外部の専門家を選任し、専門的助言、株式交換比率算定書、法務・財務・税務に係るデュール・ディリジェンス報告書を取得している。なお、外部の専門家のうち、SMB C日興証券に対する報酬には、本株式交換の成立等を条件とする成功報酬が含まれているが、同種の取引における一般的な実務慣

行及び本株式交換が不成立となった場合にセメダインに相応の金銭的負担が生じる報酬体系の是非等も勘案の上、本株式交換の完了を条件に支払われる成功報酬が含まれていることをもって、独立性が否定されるものではないと考えられる。

- ・本特別委員会も、独自に、独立した外部の専門家を選任し、専門的助言及び株式交換比率算定書を取得している。
- ・セメダイン及び本特別委員会は、SMB C日興証券及び山田コンサルから、本株式交換に係る株式交換比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）は取得していないが、本株式交換に係る検討過程に照らした結果、本株式交換の是非を検討するために、フェアネス・オピニオンの取得が必須であると考えべき事情までは認められず、フェアネス・オピニオンを取得しなくとも、本株式交換に係る交渉過程及び意思決定過程に至る手続の公正性が否定されるものではないと思料する。
- ・セメダインの取締役のうち、当社からの出向者及び当社の出身者である者は、本株式交換における構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題による影響を回避する観点から本株式交換に係る協議・交渉・検討の過程に参加・関与しておらず、その他手続の公正性に疑義を与える事実関係は認められない。
- ・セメダインは、本特別委員会が事前に承認した交渉方針に従い、本株式交換に係る株式交換比率について、少数株主の利益保護の観点からその公正性を確保するための実質的な協議・交渉を当社との間で複数回にわたり行い、交渉の結果、株式交換比率の引上げに成功している。
- ・当社は、セメダインの株式の50%超を保有する支配株主であるところ、当社は本特別委員会からのヒアリングに対して、もし、セメダインの株式の買収提案等がされても、これに応じてセメダインの株式を売却することはないと回答しており、積極的なマーケットチェックを実施する必要性が高いとは認められず、マーケットチェックに係る施策を実施していないとしても不合理とは認められない。
- ・当社は、セメダインの株式の総株主の議決権の50%超を保有する支配株主であることから、本株式交換について、いわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティ条件を設定した場合に、企業価値の向上に資する本株式交換に対する阻害効果も懸念されるため、当該条件を設定しないことについて不合理とは認められない。
- ・本株式交換に係るプレスリリースにおいては、セメダインの一般株主による取引条件の妥当性等についての判断のために相当な情報が開示される予定であることが認められる。

以上を総合的に考慮すると、本株式交換において、公正な手続を通じたセメダインの株主の利益への十分な配慮がなされていると考えられる。

(iv) 上記 (i) から (iii) のほか、セメダインによる本株式交換を行うことについての

決定が少数株主にとって不利益なものではないと考えられるか

上記(i)から(iii)の検討事項以外の点において、セメダインによる本株式交換を行うことについての決定が少数株主にとって不利益なものであると考えるべき特段の事情は認められないため、セメダインによる本株式交換を行うことについての決定は、少数株主にとって不利益なものではないと考えられる。

④ 利害関係を有する取締役を除く取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

2022年5月12日開催のセメダイン取締役会では、セメダインの取締役8名のうち、天知秀介代表取締役は当社出身であり、大津功取締役、飯田秋彦取締役及び塩田裕啓取締役は当社からの出向者であるため、本株式交換における構造的な利益相反及び情報の非対称性の問題による影響を回避する観点から、天知秀介代表取締役、大津功取締役、飯田秋彦取締役及び塩田裕啓取締役を除く4名の取締役において審議の上、その全員一致で、本株式交換を行うことの決議を行いました。その後、確実に会社法上の定足数を満たす有効な決議を行うため、上記のセメダイン取締役会における審議及び決議に参加していない取締役4名のうち、すでに当社を退職している天知秀介代表取締役を加えた取締役5名にて、改めて審議の上、全員一致で、上記の決議を行いました。

なお、天知秀介代表取締役、大津功取締役、飯田秋彦取締役及び塩田裕啓取締役は、本株式交換における構造的な利益相反及び情報の非対称性の問題による影響を回避する観点から、いずれも本株式交換に関する協議及び交渉に参加しておりません。ただし、天知秀介代表取締役は、確実に会社法上の定足数を満たす有効な取締役会決議を行うために二段階目の取締役会決議にのみ参加しております。また、上記のセメダイン取締役会においては、監査役全員が上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

3. 株式交換の対価として当社の普通株式を選択した理由

両社は、完全子会社化の方法としては、本株式交換の対価として当社株式がセメダインの少数株主の皆様へ交付されることにより、当社株式の保有を通じて、本株式交換後に想定されている各種施策の実行を通じて期待されるシナジー効果や、シナジー効果の発現による当社の事業発展・収益拡大、その結果としての当社株式の株価上昇等を享受する機会をセメダインの少数株主の皆様に対して提供できる一方、流動性の高い当社株式を市場で取引することで随時現金化することも可能であることを踏まえ、本株式交換のスキームを選択することが望ましいとの判断に至りました。

4. 当社の資本金及び準備金の額に関する事項についての定め相当性に関する事項

本株式交換により増加する当社の資本金及び準備金の額は、以下のとおりです。以下の資本金及び準備金の額は、法令及び当社の資本政策に鑑み、相当であると考えております。

|         |                        |
|---------|------------------------|
| 資本金の額   | 0円                     |
| 資本準備金の額 | 会社計算規則第39条に従い当社が別途定める額 |
| 利益準備金の額 | 0円                     |

別紙3 株式交換完全子会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容  
次頁以降をご覧ください。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

| 科 目       | 金 額        | 科 目          | 金 額        |
|-----------|------------|--------------|------------|
|           | 千円         |              | 千円         |
| (資産の部)    |            | (負債の部)       |            |
| 流動資産      | 17,111,277 | 流動負債         | 8,012,895  |
| 現金及び預金    | 4,980,877  | 支払手形         | 494,431    |
| 受取手形      | 699,042    | 電子記録債権       | 2,779,500  |
| 電子記録債権    | 2,113,207  | 買掛金          | 3,458,915  |
| 売掛金       | 5,077,917  | 未払金          | 135,159    |
| 商品及び製品    | 2,005,499  | 未払費用         | 434,851    |
| 仕掛品       | 170,084    | 未払法人税等       | 309,051    |
| 材料及び貯蔵品   | 692,495    | 賞与引当金        | 351,025    |
| 前払費用      | 47,884     | 設備関係支払手形     | 13,755     |
| 短期貸付金     | 1,852      | その他          | 36,205     |
| 未収入金      | 1,287,887  | 固定負債         | 1,205,499  |
| 未収消費税等    | 2,126      | 退職給付引当金      | 896,337    |
| その他の金     | 33,402     | 長期未払金        | 3,600      |
| 貸倒引当金     | △999       | 長期預り保証金      | 305,561    |
| 固定資産      | 5,146,192  | 負債合計         | 9,218,395  |
| 有形固定資産    | 3,098,086  | (純資産の部)      |            |
| 建物        | 1,504,542  | 株主資本         | 12,860,270 |
| 構築物       | 80,907     | 資本金          | 3,050,375  |
| 機械及び装置    | 454,354    | 資本剰余金        | 2,696,283  |
| 車両運搬具     | 14,953     | 資本準備金        | 2,676,947  |
| 工具、器具及び備品 | 223,442    | その他資本剰余金     | 19,335     |
| 土地        | 633,268    | 利益剰余金        | 7,165,759  |
| 建設仮勘定     | 186,617    | 利益準備金        | 158,000    |
| 無形固定資産    | 222,782    | その他利益剰余金     | 7,007,759  |
| 借地権       | 57,779     | 資産圧縮積立金      | 70,545     |
| ソフトウェア    | 117,534    | 別途積立金        | 3,500,000  |
| ソフトウェア仮勘定 | 34,828     | 繰越利益剰余金      | 3,437,213  |
| その他       | 12,640     | 自己株式         | △52,147    |
| 投資その他の資産  | 1,825,323  | 評価・換算差額等     | 115,242    |
| 投資有価証券    | 656,612    | その他有価証券評価差額金 | 115,242    |
| 関係会社株     | 473,291    | 新株予約権        | 63,562     |
| 関係会社出資金   | 140,000    | 純資産合計        | 13,039,074 |
| 繰延税金資産    | 373,981    | 負債及び純資産合計    | 22,257,469 |
| その他       | 182,995    |              |            |
| 貸倒引当金     | △1,557     |              |            |
| 資産合計      | 22,257,469 |              |            |



損益計算書

(自 2021年4月1日  
至 2022年3月31日)

| 科 目          | 金 額     |            |
|--------------|---------|------------|
|              | 千円      | 千円         |
| 売上高          |         | 24,574,506 |
| 売上原価         |         | 17,528,929 |
| 売上総利益        |         | 7,045,576  |
| 販売費及び一般管理費   |         | 5,562,159  |
| 営業利益         |         | 1,483,417  |
| 営業外収益        |         |            |
| 受取利息         | 181     |            |
| 受取配当金        | 372,453 |            |
| その他          | 64,648  | 437,283    |
| 営業外費用        |         |            |
| 支払利息         | 24      |            |
| 支払補償費        | 10,555  |            |
| 売上引割         | 55,765  |            |
| その他          | 3,546   | 69,891     |
| 経常利益         |         | 1,850,809  |
| 特別損失         |         |            |
| 固定資産除売却損     | 15,096  | 15,096     |
| 税引前当期純利益     |         | 1,835,712  |
| 法人税、住民税及び事業税 | 478,682 |            |
| 法人税等調整額      | △68,268 | 410,414    |
| 当期純利益        |         | 1,425,298  |

## 株主資本等変動計算書

(自 2021年 4 月 1 日)

(至 2022年 3 月 31日)

(単位：千円)

|                             | 株 主 資 本   |           |          |           |           |           |           |
|-----------------------------|-----------|-----------|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
|                             | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 |          |           | 利 益 剰 余 金 |           |           |
|                             |           | 資本準備金     | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計   | 利益準備金     | その他利益剰余金  | 利益剰余金合計   |
| 当 期 首 残 高                   | 3,050,375 | 2,676,947 | 9,076    | 2,686,024 | 158,000   | 5,732,395 | 5,890,395 |
| 事業年度中の変動額                   |           |           |          |           |           |           |           |
| 剰余金の配当                      | -         | -         | -        | -         | -         | △149,935  | △149,935  |
| 当期純利益                       | -         | -         | -        | -         | -         | 1,425,298 | 1,425,298 |
| 自己株式の取得                     | -         | -         | -        | -         | -         | -         | -         |
| 自己株式の処分                     | -         | -         | 10,258   | 10,258    | -         | -         | -         |
| 資産圧縮積立金の取崩                  | -         | -         | -        | -         | -         | -         | -         |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) | -         | -         | -        | -         | -         | -         | -         |
| 事業年度中の変動額合計                 | -         | -         | 10,258   | 10,258    | -         | 1,275,363 | 1,275,363 |
| 当 期 末 残 高                   | 3,050,375 | 2,676,947 | 19,335   | 2,696,283 | 158,000   | 7,007,759 | 7,165,759 |

|                             | 株 主 資 本 |            | 評 価 ・ 換 算 差 額 等  |                | 新 株 予 約 権 | 純 資 産 合 計  |
|-----------------------------|---------|------------|------------------|----------------|-----------|------------|
|                             | 自己株式    | 株主資本合計     | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |           |            |
| 当 期 首 残 高                   | △61,267 | 11,565,527 | 120,424          | 120,424        | 69,622    | 11,755,573 |
| 事業年度中の変動額                   |         |            |                  |                |           |            |
| 剰余金の配当                      | -       | △149,935   | -                | -              | -         | △149,935   |
| 当期純利益                       | -       | 1,425,298  | -                | -              | -         | 1,425,298  |
| 自己株式の取得                     | △32     | △32        | -                | -              | -         | △32        |
| 自己株式の処分                     | 9,153   | 19,412     | -                | -              | -         | 19,412     |
| 資産圧縮積立金の取崩                  | -       | -          | -                | -              | -         | -          |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) | -       | -          | △5,181           | △5,181         | △6,060    | △11,241    |
| 事業年度中の変動額合計                 | 9,120   | 1,294,743  | △5,181           | △5,181         | △6,060    | 1,283,501  |
| 当 期 末 残 高                   | △52,147 | 12,860,270 | 115,242          | 115,242        | 63,562    | 13,039,074 |

その他利益剰余金内訳

(単位：千円)

|                             | 資産圧縮積立金 | 別途積立金     | 繰越利益剰余金   | その他利益剰余金合計 |
|-----------------------------|---------|-----------|-----------|------------|
| 当期首残高                       | 81,864  | 3,500,000 | 2,150,531 | 5,732,395  |
| 事業年度中の変動額                   |         |           |           |            |
| 剰余金の配当                      | -       | -         | △149,935  | △149,935   |
| 当期純利益                       | -       | -         | 1,425,298 | 1,425,298  |
| 自己株式の取得                     | -       | -         | -         | -          |
| 自己株式の処分                     | -       | -         | -         | -          |
| 資産圧縮積立金の取崩                  | △11,318 | -         | 11,318    | -          |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) | -       | -         | -         | -          |
| 事業年度中の変動額合計                 | △11,318 | -         | 1,286,681 | 1,275,363  |
| 当期末残高                       | 70,545  | 3,500,000 | 3,437,213 | 7,007,759  |

## 個別注記表

I. 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

##### ① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

##### ② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

##### ① 商品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

##### ② 製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 4～8年

工具、器具及び備品 2～20年

#### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

但し、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

#### (3) 長期前払費用

定額法を採用しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4. 引当金の計上基準
- (1) 貸倒引当金  
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金  
従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
- (3) 退職給付引当金  
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法  
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度より費用処理しております。また、過去勤務費用については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生した事業年度より費用処理しております。
5. 収益及び費用の計上基準  
当社は、接着剤及びシーリング材の製造・販売を行っており、国内販売において、出荷時から製品及び商品（以下、製品等という）の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。  
国外販売においては、製品等の所有権が顧客に移転する期間が個別契約で定められている場合を除き、輸出の取引条件による製品等の保有に伴うリスクが顧客に移転する時点で収益を認識しております。  
また、取引の対価は、履行義務を充足してから概ね1年以内に受領しております。  
なお、知的財産のライセンスと交換に約束された売上高ベースのロイヤリティに係る収入は、ライセンスの売上高に基づき認識しております。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。但し、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は個々の資産の取得価額に算入しております。

III. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

これにより、一部のライセンスの供与に係る収益について、従来は、入金時に収益を認識する方法によっておりましたが、ライセンスを顧客に供与する際の約束の性質が、ライセンス期間にわたり知的財産にアクセスする権利である場合は、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品等の国内の販売において、出荷時から当該製品等の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用による、当事業年度への影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これによる、計算書類への影響はありません。

#### IV. 会計上の見積りに関する注記

##### (1) 繰延税金資産の回収可能性

###### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

373,981千円

###### ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結計算書類に記載している内容と同一のため、記載を省略しております。

##### (2) 関係会社株式の評価

###### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

473,291千円

###### ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社は国内外の連結子会社8社及び持分法適用関連会社2社の株式を保有しており、いずれも市場価格のない株式であります。市場価格のない関連会社株式について、財政状態の悪化により実質価額が著しく下落した場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられない限り、相当の減額を行い評価差額は当期の損失として処理しております。減損処理の要否については、経営者の見積りを含む関係会社の将来計画等に依拠しており、経営環境の変化などにより見積りとの乖離が生じた場合、翌事業年度の計算書類において、関係会社株式の金額に重要な影響を与える可能性があります。

#### V. 貸借対照表に関する注記

##### 1. 有形固定資産の減価償却累計額

8,625,242千円

##### 2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務の額

短期金銭債権

1,777,990千円

短期金銭債務

1,322,910千円

#### VI. 損益計算書に関する注記

##### 関係会社との取引高

売上高

1,848,567千円

仕入高

5,573,553千円

委託加工費

404,106千円

販売費及び一般管理費

155,115千円

営業取引以外の取引高

350,646千円

Ⅶ. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

| 株式の種類   | 当事業年度期首 | 増加 | 減少     | 当事業年度末  |
|---------|---------|----|--------|---------|
| 普通株式(株) | 187,425 | 40 | 28,000 | 159,465 |

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取りによる増加 40株

ストックオプションの権利行使による減少 28,000株

Ⅷ. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

|          |            |
|----------|------------|
| 退職給付引当金  | 266,570千円  |
| 子会社株式評価損 | 279,006千円  |
| 未払事業税    | 23,568千円   |
| 賞与引当金    | 104,394千円  |
| その他の     | 78,871千円   |
| 小計       | 752,411千円  |
| 評価性引当額   | △298,617千円 |
| 合 計      | 453,793千円  |

繰延税金負債

|              |          |
|--------------|----------|
| 資産圧縮積立金      | 29,860千円 |
| その他有価証券評価差額金 | 49,950千円 |
| 合 計          | 79,811千円 |

繰延税金資産の純額

373,981千円



IX. 関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位：千円)

| 種 類 | 会社等の<br>名称 | 所在地       | 資本金<br>又は<br>出資金 | 事業の<br>内容           | 議決権等<br>の所有<br>(被所有)<br>割合 | 関連当事者<br>との関係 | 取引の<br>内容  | 取引金額      | 科 目 | 期末残高    |
|-----|------------|-----------|------------------|---------------------|----------------------------|---------------|------------|-----------|-----|---------|
| 親会社 | ㈱カネカ       | 大阪市<br>北区 | 33,046,774       | 機能性樹<br>脂等の製<br>造販売 | (被所有)<br>直 接<br>54.76%     | 原材料の供<br>給元   | 人件費の<br>支払 | 76,603    | 未払金 | 2,761   |
|     |            |           |                  |                     |                            |               | 材料等の<br>仕入 | 2,798,477 | 買掛金 | 508,241 |

注 1. 上記金額のうち取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

親会社との取引については、市場価格を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。

2. 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

| 種 類 | 会社等の<br>名称                       | 所在地                         | 資本金<br>又は<br>出資金 | 事業の<br>内容    | 議決権等<br>の所有<br>(被所有)<br>割合 | 関連当事者<br>との関係        | 取引の<br>内容            | 取引金額        | 科 目        | 期末残高    |
|-----|----------------------------------|-----------------------------|------------------|--------------|----------------------------|----------------------|----------------------|-------------|------------|---------|
| 子会社 | セメダイン<br>ケミカル㈱                   | 岡山県<br>加賀郡                  | 40,000           | 接着剤の<br>製造販売 | 直 接<br>100.0%              | 製品の仕入                | 製品等の<br>仕入           | 2,551,959   | 電子記録<br>債務 | 447,396 |
|     |                                  |                             |                  |              |                            |                      | 材料等の<br>売却           | (2,271,785) | 買掛金        | 261,790 |
|     |                                  |                             |                  |              |                            |                      | 出向者に<br>係る人件<br>費の立替 | 12,000      | 未収入金       | 872,165 |
| 子会社 | 思美定(上<br>海)貿易有<br>限公司            | 中華人民<br>共和国<br>上海市          | 140,000          | 接着剤の<br>販売   | 直 接<br>100.0%              | 当社製品の<br>販売<br>役員の兼務 | 当社製品<br>の売上          | 759,703     | 売掛金        | 290,134 |
| 子会社 | CEMEDINE<br>PHILIPPINES<br>CORP. | General<br>Trias,<br>Cavite | 20,450千<br>PHP   | 接着剤の<br>製造販売 | 直 接<br>100.0%              | 当社製品の<br>販売          | 配当金の<br>受取           | 250,000     | 未収入金       | 227,139 |

注 1. 上記金額のうち取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 関連会社との取引については、市場価格を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。

(2) セメダインケミカル㈱に対する材料類の売却については、当社はセメダインケミカル㈱の指示に基づき材料類を購入し、購入価額と同額で売却しております。取引金額の( )内は取引の総額であり、計算書類上は購入額と売却額を相殺して表示しております。

X. 1株当たり情報に関する注記

|               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 864円60銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 95円01銭  |

XI. その他の注記

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症による当社の経営成績、財政状況に与える影響につきましては、感染の収束が見通せず引き続き先行き不透明な状況が続くものと思われませんが、業績に対しては重要な影響はないものと仮定し、繰延税金資産の回収可能性等、会計上の見積りを行っております。

## 事業報告

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、第2四半期まで新型コロナウイルス感染症による影響を強く受けましたが、第3四半期以降はワクチン接種の普及に伴い新規感染者数が減少し回復に向かいました。しかしながら、新たな変異ウイルスによる感染再拡大や政府によるまん延防止等重点措置の実施により、年度末にかけて経済活動は再び制約を受けました。

また世界経済は米国を中心に回復が続いたものの、世界的な物流の混乱や資源価格の高騰、半導体不足などによる影響を受けたほか、足元では中国での感染拡大やロシアによるウクライナ侵攻など、先行きは極めて不透明な状況となっております。

当社グループ関連業界については、建築土木関連業界では持ち家や貸家で新設住宅着工戸数が回復し、工業関連業界ではテレワークの浸透などによりデジタルデバイス製品の需要が旺盛でありましたが、世界的な半導体不足の影響を受け自動車メーカー各社は減産を余儀なくされました。また一般消費者関連業界では、前年の新型コロナウイルス感染症の拡大による巣籠もり消費が一巡し、消費行動に変化がみられました。

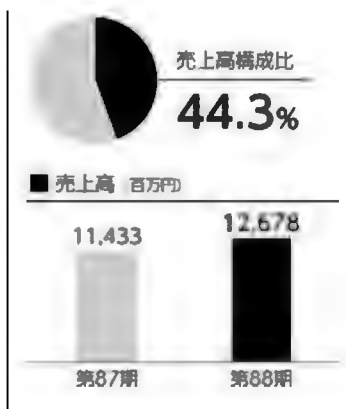
このような状況のもと当社グループでは、感染防止対策を講じつつ製品の安定供給に努めたほか、継続的なコスト改善により競争力の強化を図るとともに、歴史的な原材料価格の高騰への対応として製商品の価格改定に取り組んでまいりました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は28,577百万円（前期比10.9%増）、営業利益は2,136百万円（前期比40.4%増）、経常利益は2,148百万円（前期比41.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は、1,479百万円（前期比39.1%増）となりました。

以下、当期における市場別販売状況をご報告申し上げます。

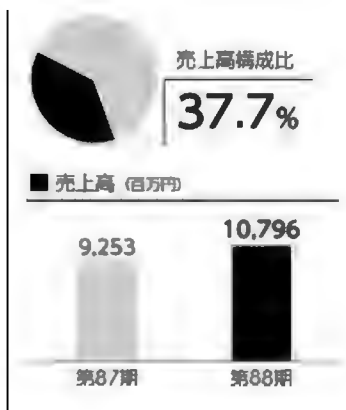
#### [ 建築土木関連市場 ]

新設住宅着工戸数の回復に伴い戸建て住宅向けの需要が増加し、住宅資材メーカー向け外装用シーリング材や内外装タイル用接着剤「セメダインタイルエースシリーズ」などの売上が増加したことなどから、売上高は12,678百万円（前期比10.9%増）となりました。



#### [ 工業関連市場 ]

半導体不足に伴う自動車メーカー各社の減産により自動車向けの売上は緩やかな回復にとどまりましたが、ノートパソコンやタブレットなどのデジタルデバイス製品の旺盛な需要により電機・電子部品関連向けの売上が増加したことから、売上高は10,796百万円（前期比16.7%増）となりました。



[ 一般消費者関連市場 ]

前年の巣籠もり需要の反動による影響が続きましたが、耐久性に優れ水にも強い瞬間接着剤「セメダイン3000 耐水・耐衝撃」や環境配慮型の超多用途接着剤「セメダインスーパーXナチュラル」などの新製品を発売し拡販に努めたことから、売上高は4,969百万円（前期比0.6%増）となりました。



その他の売上は不動産賃貸収入であります。賃貸収入は132百万円（前期比0.2%減）となりました。

(2) 設備投資等および資金調達の状況

当期における企業集団の設備投資の状況につきましては、総額594百万円で、その主なものは、当社および関係会社の接着剤製造設備であります。

なお、所要資金は自己資金によっております。

### (3) 対処すべき課題

新型コロナウイルスの感染拡大が収束する時期は未だ見えず、グローバルサプライチェーンの混乱や原材料価格の高騰が経済活動全般に影響を与えるなど、先行き不透明感が続いております。このような中でも、CASEや5Gなど革新技術が浸透してきており、それら変化を捉え対応していくことがより重要になっております。

また、地球温暖化や海洋プラスチックなどの環境問題、カーボンニュートラル・リサイクル・エシカル消費などの社会課題を背景に、国連の提唱するSDGsを積極的に導入するなど、企業はESG経営を推進する傾向が高まっております。

このような経営環境において、当社グループはSDGsに沿った社会貢献を追求しながら、持続的な成長を果たし、企業としての存在価値を向上させるため、以下の事項を主な課題として位置付け、積極的に取り組んでまいります。

#### ① 事業創出によるサステナブルな成長

先端技術を駆使した次世代接着の製品開発力を生かし、市場ニーズに則し、より環境に優しい製品やソリューションを提供できる技術テーマ群を推進します。技術開発部門とマーケティング部門との連携を強化して開発テーマを選定し、産学連携での新技術の検討やコスト競争力ある処方開発などでビジネスモデルを構築し、事業創出を加速させてまいります。

#### ② グローバル市場での事業拡大

成長のモメンタムを海外に求め、市場に適合した製品開発と推進体制の強化を図り、グローバル経営体制の整備に取り組み、事業展開のスピードと成果を高めます。

#### ③ 事業の収益力強化

カーボンニュートラルの観点を織り込みつつ、重点分野・成長分野への経営資源のシフト、働き方改革やDXによる業務改革、製品競争力強化のための設備投資や原価低減、サプライチェーンマネジメントの改革などにより、事業基盤の強化を図ります。

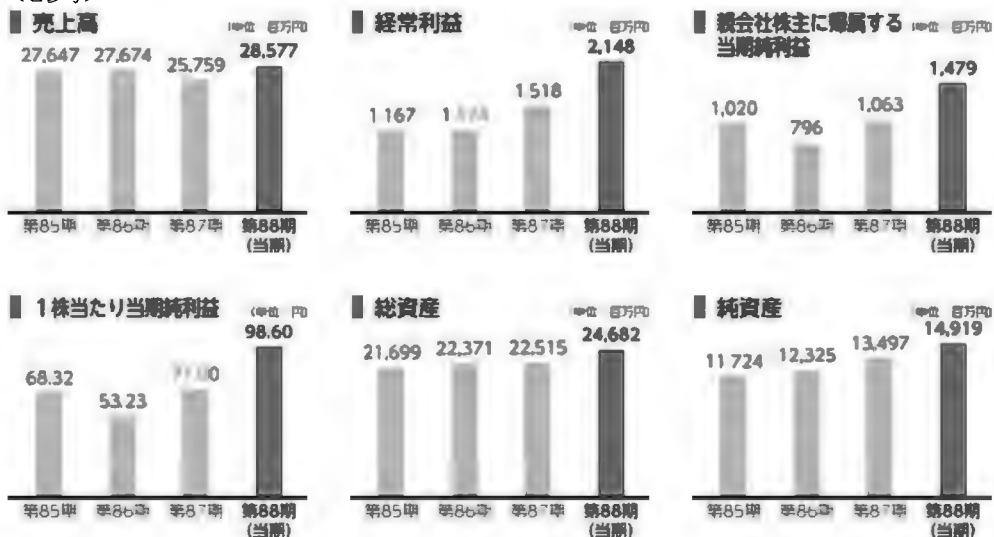
当社グループは、接着市場でユニークな製品、技術、サービスを提供することにより、社会課題を解決し、人々の暮らしを支えるため、さまざまな経営課題にグループ一丸となって対処し、企業価値の更なる向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 財産および損益の状況の推移

| 区 分                   | 第85期                     | 第86期                     | 第87期                     | 第88期 (当期)                |
|-----------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
|                       | (自 2018年4月<br>至 2019年3月) | (自 2019年4月<br>至 2020年3月) | (自 2020年4月<br>至 2021年3月) | (自 2021年4月<br>至 2022年3月) |
| 売 上 高 (百万円)           | 27,647                   | 27,674                   | 25,759                   | 28,577                   |
| 経 常 利 益 (百万円)         | 1,167                    | 1,174                    | 1,518                    | 2,148                    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円) | 1,020                    | 796                      | 1,063                    | 1,479                    |
| 1 株当たり当期純利益 (円)       | 68.32                    | 53.23                    | 71.00                    | 98.60                    |
| 総 資 産 (百万円)           | 21,699                   | 22,371                   | 22,515                   | 24,682                   |
| 純 資 産 (百万円)           | 11,724                   | 12,325                   | 13,497                   | 14,919                   |

<ご参考>



(5) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

| 会社名     | 資本金       | 当社への出資比率 | 当社との関係内容                                 |
|---------|-----------|----------|--|
| 株式会社カネカ | 33,046百万円 | 54.76%   | 親会社製品を接着剤の原材料として仕入れ、親会社から出向者の派遣を受けております。 |

(注) 当社と親会社との間では、当社の重要な財務および事業の方針に関する一部の事項について、決定に先立って事前協議することを合意しておりますが、当社は当該協議の結果を踏まえて当社独自の経営判断で最終的な決定を行っており、親会社からの一定の独立性が確保されているものと考えております。

② 親会社との取引に関する事項

当社は、親会社との取引に関しては、株主平等原則に反しないように、また当社や株主共同の利益を害さないように、取引の重要性や性質に応じて、経済的合理性を確保して実施することとしております。これらの取引は、取締役会等が当社内の決裁規程に基づき、親会社から独立して最終的な意思決定を行っており、意思決定手続の正当性については問題は無いものと考えております。

③ 子会社の状況

| 会社名                           | 資本金            | 当社の出資比率 | 主な事業内容   |
|-------------------------------|----------------|---------|----------|
| セメダインケミカル株式会社                 | 40百万円          | 100.0%  | 接着剤の製造販売 |
| セメダイン販売株式会社                   | 10百万円          | 100.0%  | 接着剤の販売   |
| セメダイン化工株式会社                   | 10百万円          | 100.0%  | 接着剤の製造販売 |
| 台湾施敏打硬股份有限公司                  | 12,500千台湾ドル    | 60.0%   | 接着剤の製造販売 |
| 思美定(上海)貿易有限公司                 | 140百万円         | 100.0%  | 接着剤の販売   |
| CEMEDINE PHILIPPINES CORP.    | 20,450千フィリピンペソ | 100.0%  | 接着剤の製造販売 |
| CEMEDINE (THAILAND) CO., LTD. | 10,000千バーツ     | 50.5%   | 接着剤の製造販売 |

(注) 1. 重要な子会社は、資本金、総資産、売上高等を参考に選択いたしました。  
2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

④ 関連会社の状況

| 会社名                        | 資本金        | 当社の出資比率          | 主な事業内容   |
|----------------------------|------------|------------------|----------|
| ASIA CEMEDINE CO., LTD.    | 30,000千バーツ | 44.0%            | 接着剤の製造販売 |
| CEMEDINE NORTH AMERICA LLC | 2,050千米ドル  | 49.0%<br>(49.0%) | 接着剤の製造販売 |

(注) 「当社の出資比率」欄の( )内は、間接所有割合で内数であります。



(6) 主要な事業内容

接着剤、シーリング材などの製造および販売

(7) 主要な営業所および工場

① 当社の主要な営業所および工場

| 名 称         | 所 在 地       | 名 称     | 所 在 地       |
|-------------|-------------|---------|-------------|
| 本 社         | 東 京 都 品 川 区 | 茨 城 工 場 | 茨 城 県 古 河 市 |
| 大 阪 事 業 所   | 大 阪 市 中 央 区 | 三 重 工 場 | 三 重 県 亀 山 市 |
| 名 古 屋 事 業 所 | 名 古 屋 市 中 区 | 衣 浦 工 場 | 愛 知 県 碧 南 市 |
| 開 発 セ ン タ ー | 茨 城 県 古 河 市 |         |             |

(注) 上記のほか、札幌、仙台、福岡に営業所があります。

② 子会社の本社および工場

| 名 称                        | 所 在 地       | 名 称  | 所 在 地               |
|----------------------------|-------------|--|---------------------|
| セメダインケミカル株式会社<br>(本社および工場) | 岡 山 県 加 賀 郡 | 台湾施敏打硬股份有限公司<br>(本社および工場)                  | 台 湾 新 北 市           |
| セメダイン販売株式会社<br>(本社)        | 東 京 都 品 川 区 | 思美定(上海)貿易有限公司<br>(本社)                      | 中 華 人 民 共 和 国 上 海 市 |
| セメダイン化工株式会社<br>(本社および工場)   | 茨 城 県 古 河 市 | CEMEDINE PHILIPPINES CORP.<br>(本社および工場)    | フィリピン共和国<br>カビテ州    |
| セメダイン化工株式会社<br>(工場)        | 茨 城 県 常 総 市 | CEMEDINE (THAILAND) CO., LTD.<br>(本社および工場) | タイ王国バンコク市           |

③ 関連会社の本社および工場

| 名 称                                  | 所 在 地     | 名 称                                     | 所 在 地           |
|--------------------------------------|-----------|---|-----------------|
| ASIA CEMEDINE CO., LTD.<br>(本社および工場) | タイ王国バンコク市 | CEMEDINE NORTH AMERICA LLC<br>(本社および工場) | アメリ合衆国<br>オハイオ州 |

(8) 従業員の状況

| 従業員数(名)   | 前連結会計年度末比増減(名) |
|-----------|----------------|
| 549 (165) | 減10 (減6)       |

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数(顧問、嘱託、準社員、パートタイマー、派遣社員)は( )内に当期の平均人員を外数で記載しております。

(9) 主要な借入先および借入額  
該当事項はありません。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項  
該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数

40,000,000株

(2) 発行済株式の数

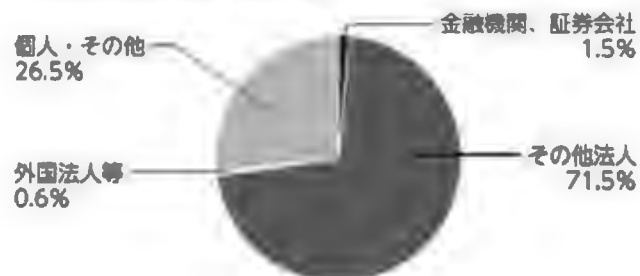
15,007,535株

(自己株式159,465株を除く)

(3) 株主数

3,823名

■所有者別分布状況(株式数比率)



(4) 大株主の状況

| 株主名                | 持株数        | 持株比率   |
|--------------------|------------|--------|
| 株式会社カネカ            | 8,218,700株 | 54.76% |
| セメダイン共栄会           | 1,406,000  | 9.37   |
| 日本ウイリング株式会社        | 510,000    | 3.40   |
| 株式会社LIXIL          | 300,000    | 2.00   |
| アジアケンディジャパン株式会社    | 205,000    | 1.37   |
| 三木産業株式会社           | 200,000    | 1.33   |
| セメダイン従業員持株会        | 168,340    | 1.12   |
| 黒川貴美子              | 135,000    | 0.90   |
| ジェイアンドエス保険サービス株式会社 | 125,000    | 0.83   |
| 東和通商株式会社           | 107,000    | 0.71   |

(注) 持株比率については、自己株式(159,465株)を控除して算出しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の氏名等

| 地 位     | 氏 名  | 担当または重要な兼職の状況               |
|---------|------|-----------------------------|
| ※取締役会長  | 松本有祐 |                             |
| ※取締役社長  | 天知秀介 |                             |
| 取締役     | 大津功  | 営業本部長                       |
| 取締役     | 秋本雅人 | 技術部長                        |
| 取締役     | 飯田秋彦 | 管理部長                        |
| 取締役     | 塩田裕啓 | SCM部長兼生産部長                  |
| 取締役     | 及川隆夫 |                             |
| 取締役     | 小町千治 |                             |
| 監査役(常勤) | 堀江康信 |                             |
| 監査役     | 細野幸男 | 株式会社ゆとりの空間監査役               |
| 監査役     | 渡辺政宏 | 公認会計士                       |
| 監査役     | 水川聡  | 祝田法律事務所弁護士<br>株式会社東京衡機社外監査役 |

- (注) 1. ※印は代表取締役であります。
2. 取締役のうち及川隆夫、小町千治の2氏は、社外取締役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役のうち細野幸男、渡辺政宏、水川聡の3氏は、社外監査役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役渡辺政宏氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役細野幸男氏は、2021年9月22日付でキュービーネットホールディングス株式会社常勤監査役を退任いたしました。また、2021年12月24日付で株式会社ゆとりの空間監査役に就任いたしました。

#### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役および社外監査役の全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

なお、この責任の限定が認められるのは、当該社外役員が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとしております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社全役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及にかかる請求を受けることによって負担することになる損害が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、故意または重過失に起因して当該責任が生じた場合には填補の対象としないこととしております。

(4) 取締役および監査役の報酬等の決定に関する方針

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、独立社外役員および取締役会の決議によって選任された取締役で構成する報酬委員会での審議を踏まえ、報酬等の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役および監査役の報酬等の決定方針の内容は次のとおりです。

①基本方針

当社の取締役の報酬等は、当社のミッションを実現し、持続的な企業価値および株主価値の向上に向けて期待される役割を十分に果たすことへの意欲を引き出すに相応しい報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、各取締役の担当職務に対する実績を評価して定める基本報酬と会社業績に応じて支給する業績連動報酬および株主とリスクを共有する観点から導入された株式報酬型ストック・オプションにより構成し、監督機能を担う社外取締役の報酬等は、基本報酬のみとする。

監査役（社外監査役含む）の報酬等は、基本報酬のみとする。

②取締役の報酬等の構成および決定方針

取締役の報酬等は、基本報酬、業績連動報酬およびストック・オプションで構成されており、それぞれの内容は以下のとおりです。

| 報酬等の種類     | 報酬等の内容  |
|------------|---|
| 基本報酬       | 金銭による月例の固定報酬とする。金額は、役位、職責、在任年数等に応じて、当社の業績、従業員給与の水準、社会情勢等をも考慮しながら、総合的に勘案して決定する。  |
| 業績連動報酬     | 毎年、当該事業年度終了後の一定の時期に支給する利益連動給与とする。金額は、取締役月額給与額×利益連動給与支給月数で算定し、利益連動給与の支給月数の基準については、過去の当社グループの業績等を参考に、目標とする経営指標や経営戦略等を基に、当社の持続的な成長等も勘案し決定する。 |
| ストック・オプション | 毎年、一定の時期にストック・オプションとして行使期間を20年以内とする新株予約権を付与する。付与する新株予約権の個数は、役位、職責、株価等を踏まえて決定する。   |

(5) 取締役および監査役の報酬等の総額

| 役員区分           | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額 (百万円) |            |        | 員数<br>(名) |
|----------------|-----------------|------------------|------------|--------|-----------|
|                |                 | 基本報酬             | ストック・オプション | 業績連動報酬 |           |
| 取締役 (社外取締役を除く) | 130             | 96               | 13         | 20     | 8         |
| 監査役 (社外監査役を除く) | 18              | 18               | —          | —      | 1         |
| 社外取締役          | 19              | 19               | —          | —      | 2         |
| 社外監査役          | 24              | 24               | —          | —      | 3         |

- (注) 1. 上記のほか、使用人兼務取締役 (6名) の使用人分給与を56百万円支払っております。
2. 業績連動報酬にかかる業績指標は営業利益 (連結) であり、その実績は2,136百万円であります。当該指標を選択した理由は、いわゆる”本業で稼いだ利益”を基準にすることで短期業績を向上させる意欲を高め、企業価値向上への貢献度を測ることができるからであります。業績連動報酬の額は、取締役月額給与額×利益連動給与支給月数で算定し、利益連動給与の支給月数の基準については、過去の当社グループの業績等を参考に、目標とする経営指標や経営戦略等を基に、当社の持続的な成長等も勘案し決定しております。
3. スtock・オプションの内容等は、「(4) 取締役および監査役の報酬等の決定に関する方針」および当社ウェブサイトで開示している《会社の新株予約権に関する事項》「(1) 当事業年度末日における新株予約権の状況」に記載しております。

4. 取締役の金銭報酬の額は、2010年6月25日開催の第76回定時株主総会において年額200百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名です（うち、社外取締役は0名）。  
また、金銭報酬とは別枠で、2008年6月27日開催の第74回定時株主総会において、ストック・オプションについて年額24百万円以内、個数年100個以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は9名です。
5. 監査役の金銭報酬の額は、2008年6月27日開催の第74回定時株主総会において年額48百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者、社外役員等との兼職の状況

| 氏名    | 兼職の状況                             | 他の法人等と当社の関係  |
|-------|-----------------------------------|--------------|
| 細野 幸男 | 株式会社ゆとりの空間監査役                     | 特別の関係はありません。 |
| 渡辺 政宏 | 公認会計士                             | 特別の関係はありません。 |
| 水川 聡  | 祝田法律事務所弁護士<br>株式会社東京衡機社外監査役（社外役員） | 特別の関係はありません。 |

② 当事業年度における主な活動状況

社外取締役

| 氏名    | 取締役会出席状況 | 発言状況および期待される役割に関して行った職務の概要  |
|-------|----------|---|
| 及川 隆夫 | 16回中 15回 | 出身分野である製造業の知識・見地から、適宜助言・提言等を行っております。特に、コーポレート・ガバナンスや取引上のリスクや懸念点について積極的に意見を述べ、提言を行っております。            |
| 小町 千治 | 16回中 16回 | 総合商社および金融機関で培われた知識・見地から、適宜助言・提言等を行っております。特に、海外子会社、または海外の法規制や税務等に関するリスクや懸念点について積極的に意見を述べ、提言を行っております。 |

社外監査役

| 氏 名     | 出席状況                           | 主な活動状況   |
|---------|--------------------------------|--|
| 細 野 幸 男 | 取締役会：16回中 16回<br>監査役会：17回中 17回 | 企業経営および監査役の経歴によって培われた知識・見地から意見を述べ、取締役の職務の執行について、その適法性、適正性、妥当性を確保するための助言・提言等を行っております。 |
| 渡 辺 政 宏 | 取締役会：16回中 15回<br>監査役会：17回中 17回 | 公認会計士としての専門的見地から意見を述べ、取締役の職務の執行について、その適法性、適正性、妥当性を確保するための助言・提言等を行っております。             |
| 水 川 聡   | 取締役会：16回中 16回<br>監査役会：17回中 17回 | 弁護士としての専門的見地から意見を述べ、取締役の職務の執行について、その適法性、適正性、妥当性を確保するための助言・提言等を行っております。               |

(7) その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。



#### 4. 会計監査人の状況

##### (1) 会計監査人の名称

東邦監査法人

##### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当事業年度に係る報酬等の額 28百万円
- ② 当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 28百万円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行の状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意の判断をいたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

##### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

##### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の目的とすることを監査役会に請求し監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。これらの場合は、取締役会と監査役会との間でその理由等について意思疎通を図るとともに、株主総会参考書類にその理由を記載します。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められるときは、事実関係を確認の上、会計監査人の解任の是非について審議し、決定します。解任する場合は、監査役全員の同意によってこれを行い、その旨および理由を解任後最初に招集される株主総会に報告します。

##### 5. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権の状況

① 2008年9月26日開催の取締役会決議による新株予約権

ア 新株予約権の数

8個

イ 目的となる株式の種類および数

普通株式8,000株（新株予約権1個につき1,000株）

ウ 取締役の保有する新株予約権の区分別合計

|                   | 回次（行使価格）      | 行使期間                        | 個数 | 保有者数 |
|-------------------|---------------|-----------------------------|----|------|
| 取締役<br>(社外取締役を除く) | 第1回（163,000円） | 2008年10月21日～<br>2028年10月20日 | 8個 | 1名   |

② 2009年7月24日開催の取締役会決議による新株予約権

ア 新株予約権の数

8個

イ 目的となる株式の種類および数

普通株式8,000株（新株予約権1個につき1,000株）

ウ 取締役の保有する新株予約権の区分別合計

|                   | 回次（行使価格）      | 行使期間                      | 個数 | 保有者数 |
|-------------------|---------------|---------------------------|----|------|
| 取締役<br>(社外取締役を除く) | 第2回（273,000円） | 2009年8月12日～<br>2029年8月11日 | 8個 | 1名   |

③ 2010年7月9日開催の取締役会決議による新株予約権

ア 新株予約権の数

8個

イ 目的となる株式の種類および数

普通株式8,000株（新株予約権1個につき1,000株）

ウ 取締役の保有する新株予約権の区分別合計

|                   | 回次（行使価格）      | 行使期間                      | 個数 | 保有者数 |
|-------------------|---------------|---------------------------|----|------|
| 取締役<br>(社外取締役を除く) | 第3回（293,000円） | 2010年7月27日～<br>2030年7月26日 | 8個 | 1名   |

④ 2011年6月24日開催の取締役会決議による新株予約権

ア 新株予約権の数

7個

イ 目的となる株式の種類および数

普通株式7,000株（新株予約権1個につき1,000株）

ウ 取締役の保有する新株予約権の区分別合計

|                   | 回次（行使価格）      | 行使期間                      | 個数 | 保有者数 |
|-------------------|---------------|---------------------------|----|------|
| 取締役<br>(社外取締役を除く) | 第4回（342,000円） | 2011年7月15日～<br>2031年7月14日 | 7個 | 1名   |

⑤ 2012年6月22日開催の取締役会決議による新株予約権

ア 新株予約権の数

7個

イ 目的となる株式の種類および数

普通株式7,000株（新株予約権1個につき1,000株）

ウ 取締役の保有する新株予約権の区分別合計

|                   | 回次（行使価格）      | 行使期間                      | 個数 | 保有者数 |
|-------------------|---------------|---------------------------|----|------|
| 取締役<br>(社外取締役を除く) | 第5回（352,000円） | 2012年7月13日～<br>2032年7月12日 | 7個 | 1名   |

⑥ 2013年6月19日開催の取締役会決議による新株予約権

ア 新株予約権の数

7個

イ 目的となる株式の種類および数

普通株式7,000株（新株予約権1個につき1,000株）

ウ 取締役の保有する新株予約権の区分別合計

|                   | 回次（行使価格）      | 行使期間                     | 個数 | 保有者数 |
|-------------------|---------------|--------------------------|----|------|
| 取締役<br>(社外取締役を除く) | 第6回（388,000円） | 2013年7月10日～<br>2033年7月9日 | 7個 | 1名   |

⑦ 2014年6月19日開催の取締役会決議による新株予約権

ア 新株予約権の数

6個

イ 目的となる株式の種類および数

普通株式6,000株（新株予約権1個につき1,000株）

ウ 取締役の保有する新株予約権の区分別合計

|                   | 回次（行使価格）      | 行使期間                      | 個数 | 保有者数 |
|-------------------|---------------|---------------------------|----|------|
| 取締役<br>(社外取締役を除く) | 第7回（388,000円） | 2014年7月11日～<br>2034年7月10日 | 6個 | 1名   |

⑧ 2015年6月19日開催の取締役会決議による新株予約権

ア 新株予約権の数

9個

イ 目的となる株式の種類および数

普通株式9,000株（新株予約権1個につき1,000株）

ウ 取締役の保有する新株予約権の区分別合計

|                   | 回次（行使価格）      | 行使期間                     | 個数 | 保有者数 |
|-------------------|---------------|--------------------------|----|------|
| 取締役<br>(社外取締役を除く) | 第8回（415,000円） | 2015年7月10日～<br>2035年7月9日 | 9個 | 1名   |

⑨ 2016年6月22日開催の取締役会決議による新株予約権

ア 新株予約権の数

9個

イ 目的となる株式の種類および数

普通株式9,000株（新株予約権1個につき1,000株）

ウ 取締役の保有する新株予約権の区分別合計

|                   | 回次（行使価格）      | 行使期間                    | 個数 | 保有者数 |
|-------------------|---------------|-------------------------|----|------|
| 取締役<br>(社外取締役を除く) | 第9回（441,000円） | 2016年7月8日～<br>2036年7月7日 | 9個 | 1名   |

⑩ 2017年6月21日開催の取締役会決議による新株予約権

ア 新株予約権の数

5個

イ 目的となる株式の種類および数

普通株式5,000株（新株予約権1個につき1,000株）

ウ 取締役の保有する新株予約権の区分別合計

|                   | 回次（行使価格）       | 行使期間                      | 個数 | 保有者数 |
|-------------------|----------------|---------------------------|----|------|
| 取締役<br>(社外取締役を除く) | 第10回（664,000円） | 2017年7月11日～<br>2037年7月10日 | 5個 | 1名   |

⑪ 2018年6月20日開催の取締役会決議による新株予約権

ア 新株予約権の数

5個

イ 目的となる株式の種類および数

普通株式5,000株（新株予約権1個につき1,000株）

ウ 取締役の保有する新株予約権の区分別合計

|                   | 回次（行使価格）       | 行使期間                    | 個数 | 保有者数 |
|-------------------|----------------|-------------------------|----|------|
| 取締役<br>(社外取締役を除く) | 第11回（938,000円） | 2018年7月9日～<br>2038年7月8日 | 5個 | 1名   |

⑫ 2019年6月19日開催の取締役会決議による新株予約権

ア 新株予約権の数

15個

イ 目的となる株式の種類および数

普通株式15,000株（新株予約権1個につき1,000株）

ウ 取締役の保有する新株予約権の区分別合計

|                   | 回次（行使価格）       | 行使期間                    | 個数  | 保有者数 |
|-------------------|----------------|-------------------------|-----|------|
| 取締役<br>(社外取締役を除く) | 第12回（794,000円） | 2019年7月9日～<br>2039年7月8日 | 15個 | 3名   |

⑬ 2020年6月17日開催の取締役会決議による新株予約権

ア 新株予約権の数

17個

イ 目的となる株式の種類および数

普通株式17,000株（新株予約権1個につき1,000株）

ウ 取締役の保有する新株予約権の区分別合計

|                   | 回次（行使価格）       | 行使期間                    | 個数  | 保有者数 |
|-------------------|----------------|-------------------------|-----|------|
| 取締役<br>（社外取締役を除く） | 第13回（640,000円） | 2020年7月8日～<br>2040年7月7日 | 17個 | 3名   |

⑭ 2021年6月16日開催の取締役会決議による新株予約権

ア 新株予約権の数

16個

イ 目的となる株式の種類および数

普通株式16,000株（新株予約権1個につき1,000株）

ウ 取締役の保有する新株予約権の区分別合計

|                   | 回次（行使価格）       | 行使期間                    | 個数  | 保有者数 |
|-------------------|----------------|-------------------------|-----|------|
| 取締役<br>（社外取締役を除く） | 第14回（777,000円） | 2021年7月7日～<br>2041年7月6日 | 16個 | 3名   |

(2) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 会社の体制および方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制の整備についての決議の内容

当社が、業務の適正を確保するために取締役会にて決議をした内容は次のとおりであります。

1. 当社の取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 「コンプライアンス委員会」を設け、企業倫理・法令遵守に関する事項・リスクを所管し、必要に応じて「リスク管理委員会」（後述）と連携するほか、社長および「リスク管理委員会」への活動報告を行う。
  - (2) 取締役および全ての使用人が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための行動規範として「セメダイングループコンプライアンス・リスク管理マニュアル」（以下「CR管理マニュアル」）を制定し、コンプライアンスの推進に関する施策等を定める。
  - (3) 「セメダイングループ行動規範」を定め、取締役および全ての使用人に同規範（カードに記載）の常時携帯を義務づけ、コンプライアンスを自らの問題として業務の遂行にあたるよう周知させるとともに、人事総務グループが主管部門となって研修等を通じてコンプライアンスの指導をする。
  - (4) コンプライアンスに関する社内通報制度として、「コンプライアンス委員会」事務局および外部第三者機関を情報受領者とする社内通報システムを整備し、通報者に対して不利益な取扱いをしないことを明確にする。
  - (5) コンプライアンスの状況は、監査室が監査する。
2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

文書規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を、保存媒体に応じて適切かつ確実に、検索性の高い状態で保存・管理する。取締役および監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できる。

### 3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 「リスク管理基本規程」を制定し、当社グループとして認識すべきリスクの種類と定義、リスク管理の組織体制と仕組み等、リスク管理の基本的な体系を整備する。
- (2) 「リスク管理委員会」を設け、当社グループにおいて、有効な内部管理体制および方針を構築し、当社の危機となりうる事象が発生した場合は、該当の危機に関連する会議体と連携し、直面する様々な事象に適切に対応すべく、危機に関する情報を一元管理し、社長に報告を行う。
- (3) 当社グループ製造拠点の安全環境品質査察（以下「安全・品質査察」）を実施し、安全、環境や品質に関するリスク管理や危機の未然防止となるような提案を社長および「リスク管理委員会」へ報告する。
- (4) 「全社安全衛生会議」を設け、労働安全衛生・プロセス安全に係る事項を所管し、必要に応じて「リスク管理委員会」と連携するほか、社長および「リスク管理委員会」へ活動報告を行う。
- (5) 社長が主催する「品質会議」を設け、品質保証・製品安全および化学物質管理に係る事項・リスクを所管し、必要に応じて「リスク管理委員会」と連携する。
- (6) 災害時の社員安否確認のために、緊急時や任意のタイミングで社員およびその家族にメールを一斉送信する緊急通報・安否確認システムを整備する。

### 4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を毎月1回以上開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、重要事項の決定および取締役の業務執行状況の監督を行う。
- (2) 取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、取締役および執行役員が出席する経営会議を原則として毎月2回開催し、別途定める規則等に基づいて、一定の範囲の重要事項および取締役会の付議に先立つ事前審議事項に係る意思決定を機動的に行う。

### 5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制  
子会社各社に対し、業績に関する月次報告および四半期報告を義務付け、担当する各取締役が適切に対応する。



- (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ① 「リスク管理委員会」が当社グループ全体のリスクの監視および対応に当たる。
  - ② 「品質保証部」が当社グループ全体の品質保証・品質管理を担当する。
  - ③ 監査室が当社グループ全体のコンプライアンスの状況を監査する。
  - ④ 「安全・品質査察」については当社グループの生産部門を対象として実施する。
- (3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ① 子会社における一定額以上の資産・資本の増減等財務に関する事項については、当社の経営会議決議事項とし、意思決定の役割分担を明確にする。
  - ② 当社グループ全体の販売体制については営業本部が、生産体制については生産部が統括する。
- (4) 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - 「CR管理マニュアル」「セメダイングループ行動規範」は、当社グループ共通に適用されるものとし、通報システムの範囲は当社グループ全体とする。
- 6. 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制に関する事項
  - 必要に応じて監査室、人事総務グループおよび管理グループが監査役会事務局業務および監査役の職務の補助を行う。
- 7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
  - 監査役の補助使用人に対する指揮命令に関し、取締役以下補助使用人の属する組織の上長等の指揮命令を受けないことを業務分掌規程に明記し、これを徹底する。

## 8. 当社の監査役への報告に関する体制

### (1) 当社の取締役および使用人が監査役会に報告するための体制

取締役または使用人は、監査役会に対して、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、社内通報システムによる通報状況およびその内容をすみやかに報告する。監査役が出席する会議、監査役が閲覧する資料、監査役に定期的および臨時的に報告する事項等については、取締役と監査役会との協議により決定する。

### (2) 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役会に報告するための体制

当社グループ内においてコンプライアンス違反または重大なリスク要因を発見した者は、自らまたは上司を通じて、社内通報窓口である「コンプライアンス委員会」にすみやかに報告するものとし、常勤監査役が当該委員会に出席し、または当該委員会が監査役会に定期報告することにより、監査役会がこれらの報告を受ける。

## 9. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「コンプライアンス委員会」事務局および外部第三者機関を情報受領者とする社内通報システムにおいては、通報者の匿名性を確保し、通報者に対して不利益な取扱いをしないことを「CR管理マニュアル」で明確にする。

## 10. 監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

「監査役監査基準」において、監査役会は、職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を会社に提示すること、緊急または臨時に支出した費用については、事後、会社に償還を請求することができることを明確にする。

## 11. その他監査役会の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

監査役会は、当社および当社グループ各社の業務および財産の状況の調査その他監査業務の遂行にあたり、効率的な監査を実施するため、監査室等と緊密な連携を保つものとする。また、監査役会と代表取締役およびその他取締役と必要に応じて意見交換を行う。

12. 財務報告の適正性を確保するための体制

金融商品取引法に基づき、当社および当社グループ各社の財務報告が法令等に従って適正に作成されるための体制（財務報告に係る内部統制）の有効性が確保されるよう、取締役会の監督のもとに内部統制委員会を置き、同委員会が中心となって同体制の適切な整備・運用を推進する。

13. 反社会的勢力排除に向けた基本方針

- (1) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には、毅然として対応し、一切の関係を遮断する。
- (2) 反社会的勢力への対応については「セメダイングループ行動規範」に定め、取締役および全ての使用人に常時携帯を義務づけ周知する。
- (3) 不当な要求がなされた場合には、組織で対応を行い、警察・弁護士等外部機関と連携し対応する。不当要求への対応総括部署は人事総務グループ（責任者：人事総務グループリーダー）とし、平時より所轄の警察署や関連団体との連携を密にし、情報収集や協力体制の構築に努める。

- (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要  
当期における主な取組みは次のとおりであります。

1. 内部統制システム全般

- ① 当社グループにおけるリスク管理の基本的な考え方を明確にする「リスク管理方針」および「リスク管理基本規程」に従い、リスク管理に関する体制を適切に運用した。
- ② 当社の危機となりうる事象が発生した際には「リスク管理委員会」が適切に対応した。

2. コンプライアンス

- ① 定期の朝礼において「セメダイングループ行動規範」を唱和した。
- ② 国内の法規制や顧客・業界個別のグリーン調達、輸出にかかわる各国・地域の規制などの情報を各部門に伝達することにより、必要情報の周知・共有化を図り、迅速な対応ができるよう、工場・購買・開発・営業・品質など各部門が集まり、定期的（1回/月）に「化学物質管理委員会」を開催した。

3. 財務報告に係る内部統制

内部統制委員会は、財務報告に係る内部統制に関する年度計画に基づき、内部統制の整備状況および運用状況の評価ならびに各部門への不備、改善点の指摘をした。

4. 内部監査

監査室は、監査計画に基づき、当社およびグループ全体の内部監査を実施した。

5. その他の損失の危険の管理

- ① 緊急通報・安否確認システムにより、安否確認テストを実施した。
- ② 公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会がWEB開催する研修会に参加する等、反社会的勢力に関する情報を収集した。
- ③ 当社およびグループ全体の生産部門を対象として「安全・品質査察」を実施した。
- ④ 新型コロナウイルス感染症の流行の長期化に伴い、BCP対策本部にて引き続き対応を行った。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症の予防のため、当社およびグループ全体に対し、在宅勤務を推奨し、業務における移動・行動の制限または慎重な実施を周知徹底した。
- ⑥ 監査室が全社員を対象に企業倫理研修を実施した。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2022年5月9日

セメダイン株式会社  
取締役会 御中

東邦監査法人  
東京都千代田区

指定社員 公認会計士 小池利秀  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士 小林広治  
業務執行社員

**監査意見**

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、セメダイン株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第88期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**その他の記載内容**

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第88期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画及び職務の分担等を定め、対面形式の他、電話回線又はインターネット等を経由したオンライン形式の手段も活用し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査方針、監査計画及び職務の分担等に従い、対面形式の他、電話回線又はインターネット等を経由したオンライン形式の手段も活用し、取締役、監査室その他使用人、子会社、会計監査人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

一 取締役会、経営会議その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。なお、金融商品取引法等に定める財務報告に係る内部統制については、取締役等及び東邦監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、子会社から事業報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

二 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項はありません。
- 四 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項はありません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東邦監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東邦監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月10日

|           |           |
|-----------|-----------|
| セメダイン株式会社 | 監査役会      |
| 常 勤 監 査 役 | 堀 江 康 信 ㊟ |
| 社 外 監 査 役 | 細 野 幸 男 ㊟ |
| 社 外 監 査 役 | 渡 辺 政 宏 ㊟ |
| 社 外 監 査 役 | 水 川 聡 ㊟   |

以 上